

国土交通省独立行政法人評価委員会

第13回自動車検査分科会

平成23年8月1日（月）

【平井整備課長補佐】 それでは、大変お待たせをいたしました。〇〇委員ちょっと今到着が遅れておりますが、定刻になりましたので、一端開始をさせていただきたいと思えます。

それでは、国土交通省独立行政法人評価委員会第13回になりますが、自動車検査の分科会、ただいまより開催をさせていただきます。

本日は、委員の皆様方、ご多忙中、また、この夏の暑い中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。〇〇委員は現在ちょっと到着が遅れておりますが、分科会委員、臨時委員を合わせて6名中全員皆様方のご出席となっております。議事を行うのに必要な定足数を満たしていることをご報告いたします。

それから、委員の交代が2名ほどございました。石津委員、岩貞委員のご退任に伴いまして、新しくご就任いただきました委員をご紹介します。

石津委員の後任として友永委員にご就任いただきました。

【友永委員】 友永でございます。よろしくお願いいたします。

【平井整備課長補佐】 それから、岩貞るみ子さんのご後任として、川端由美さん、川端委員にご就任をいただいております。

それから、〇〇委員におかれましては、所用により、途中でご退席をされる予定と聞いておりますことをご紹介申し上げます。

誠に申しおくれましたが、私は、今回の事務局を務めさせていただきます自動車局整備課、検査法人の担当が技術企画課から整備課のほうに変わりました、私ども整備課の、私、平井と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元にたくさんの資料が用意してございますが、まず資料の確認をさせていただきます。大きなクリップでとめてございますのが、本日の資料でございます。一番表に議事次第と書いてございますが、それぞれ財務諸表に関する意見について、それから、22年度、今回は第2期中期が終わった次年度でございますので、あわせ持って、第2期中期目標期間の業務実績、それぞれのご評価について、それから、その他という4つの議

題になっております。

配付資料といたしましては、それぞれ資料、またはクリップ・ホチキスどめの、右の肩に資料ナンバーが、資料の13-1から始まりまして、13-8までございます。それに引き続いて参考資料が13-1から13-6までというのが一番大きなクリップでとめてございます。もし途中でお気づきの点がございましたら、事務局のほうまでお申しつけくださいませ。それから、補足資料といたしまして、こういう1枚紙がございます。OBDの関係のポンチ絵になってございます。それから、座席表と。それから、各委員の皆様方におかれましては、それぞれ、後ほどご採点をいただく採点シートを、各人の分を一番下に配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。足りない資料がありましたら、どうぞ事務局のほうにお申しつけくださいませ。

本日の分科会は、議題1の22年度の財務諸表に関する意見を除いては、基本非公開ということになってございます。傍聴の皆様方におかれましては、議題2が始まる前にご案内をさせていただきますので、ご退席のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、議事内容の取り扱いにつきましては、議事録(案)を事務局で作成しまして、委員の皆様のご了承を得ました後、省のホームページのほうに公表するという手順で進めたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

なお、会議開始後、事前に頭撮り等させていただいておりましたが、開始後の撮影、録画、録音等は禁止となってございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局を代表し、当課の島よりごあいさつを申し上げます。

【島整備課長】 ただいまご紹介がありました国土交通省の自動車局の整備課長・島でございます。私ども7月に組織改正をしまして、自動車交通局から自動車局に変わりました。この際、私ども整備課というところは、これまで自動車の定期点検整備ですとか、整備工場の関係の業務を行ってきたわけですが、それに加えて、7月以前は技術企画課というところで自動車検査実務関係の業務を行ってきたわけですが、これをあわせて7月から整備課で行うということになりました。その関係もございまして、自動車検査独立行政法人の関係を担当させていただくことになりましたので、どうぞよろしくお願いをいたします。

本日は、本当お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。本日は、その自動車検査独立行政法人の第2期中期計画の件、それと、22年度の件を、各委員の皆様におかれましては、審議いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

【平井整備課長補佐】 ありがとうございます。

続きまして、検査法人の竹内理事長よりごあいさつを賜ります。よろしく申し上げます。

【竹内理事長】 検査法人の理事長の竹内でございます。本日は、お忙しい中、また、かつ暑い中、本当にありがとうございます。

ちょうど今年の2月に、第3期中期計画についてもご審議をいただきました。ありがとうございます。ご指摘いただいた内容を一部修正の上、現在、予定どおり4月から実施しております。

本日は、平成22年度と、第2期中期計画についての業務実績の評価をお願いしておりますので、ぜひよろしくご審議のほどお願いいたします。

平成19年度～22年度までが、ちょうど第2期中期計画の4年間でありますけれども、いろんなことがありました。例えば我々、当法人の非公務員化だとか、自己収入化、いろんなことが経営的には図られて、大きく変わりました。しかし、私どもの運営の理念、基本の理念は、変えておりません。すなわち、厳正かつ公正な審査をすると、この基本理念は変えずに、そのことを念頭に置きながら適正な業務運営管理を行ってきたというところでございます。

中期計画の具体的な詳細については、各担当から説明をさせていただきますけれども、私のほうからは、アウトラインという形で簡単に説明をさせていただきます。

まず不当要求についてであります。これは公正な審査というものに非常に大きくリンクしておるものでありますけれども、依然として年間300件程度が発生するという厳しい状況には変わりはありません。しかしながら、「依然として」というふうに言いましたけれども、我々の法人の中期の4年間で見れば半分ぐらい減っているというふうなことはあります。これについても、後で詳細に説明をさせていただきたいと思っております。

それから、第2期中期計画の目玉、最重要課題の検査の高度化ですね。この高度化については2つありまして、一つ目の3次元的に寸法を自動的に測るとともに、画像を取得して、その画像をデータベースとして保存する、こういう機能と、もう一つは、検査のデータを電子的にデジタル化して保存しようとして、2つあるわけですが、前者のほうの3次元画像取得装置の運用については、全国で今展開をしております。現実には、まだ数件でありますけれども、不正の事案を発見するなど、成果を上げております。

また、2番目の、検査の結果を電子的に記録・保存する自動車審査高度化施設につきましては、昨年度末までに全国に配備を完了いたしました。順次、運用を開始しているとい

う次第であります。このほか、検査場の安全のこととか、街頭検査など、中期計画目標に従って各種取り組みを進めております。その中で中期目標を達成することができております。

さらに、検査における車両の不具合の指摘による国土交通省の自動車施策への貢献、例えばコール対策に繋がるような貢献が、こういう取ったデータなんかからできないかということについても、鋭意今進めている最中でございます。

一方、今年の3月11日に、例の東日本大震災がありました。当法人についても、被災をしております。4つの事務所で被災しております。仙台、茨城、土浦、いわきでありますけれども、4つのうち3つについては、もう5日後には実際の検査の運用が開始できたところであります。仙台が一番ちょっと大きかったんですけれども、仙台についても、12日後に、そういう検査が再開できております。このことによって、国民の方々に確実に検査を実施できるような環境を早期に実現できたかなというふうに思っています。

それから、業務運営については、要員再配置計画に従って要員の削減を行う、また、一般管理費だとか、業務経費の削減とともに、随意契約から一般競争入札への移行などを通じて、目標以上の成果を、あるいは効率化を図ることができております。

以上が、第2期中期計画のアウトラインでありますけれども、本日ぜひご審議をいただいて、ご指摘いただいたことについては、今後の業務運営に反映し、さらなる業務の運営の効率化の向上を図っていきたいというふうに思いますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いかというふうに思います。よろしく願いをいたします。

【平井整備課長補佐】 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきたいと思います。この後の議事の進行につきましては、大聖分科会長にお願い申し上げます。

それでは、大聖先生、よろしく願い申し上げます。

【大聖分科会長】 それでは、皆様、お忙しいところ、また、お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。〇〇委員がちょっと遅れてといたしますか、間に合いましたので、よろしく願いいたします。ちょっと一言。

【委員】 大変遅れてしまって申しわけございません。実は霞ヶ関ふなれなもので、別のビルに一回行ってしまって、受付を済ませた段階で違うビルというのがわかりまして、申しわけございませんでした。本当に初めてのことなので、皆さんに教えていただくことが多いんですけれども、自動車のライターをしております、環境問題のほうも書いてお

ります。そういった部分で、よく大聖先生とは講演などと一緒にさせていただいて、今回ちょっと、それでもとうの立った新人なんです、新人としてのフレッシュな意見をという事で参加させていただきます。よろしくお願いいたします。

【大聖分科会長】 はい、どうもありがとうございました。

それでは、早速始めたいと思いますけれども、今回の委員会におきましては、22年度の評価と、それから過去4年間の中期目標の評価とあわせて行いますので、ひとつよろしくをお願いいたします。

それでは、早速ではありますけれども、本日の審議事項に入らせていただきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。審議事項について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

【平井整備課長補佐】 それでは、ご説明いたします。お手元の大きな資料の1枚目の議事次第がございますとおり、1)としましては、22年度の財務諸表に関する意見について、2)が22年度の業務実績に関する評価、3)としまして、19年度～22年度までの4年間でございますが、第2期中期期間の業務実績に関する評価、最後に、その他ということになっております。

本日は、中期と年度と2つということでボリュームもたくさんございます関係で、途中適宜休憩時間等も挟みながら、できるだけスムーズに進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【大聖分科会長】

それでは、1番目の議題の平成22年度財務諸表について審議を進めたいと思います。検査法人のほうから財務諸表のご説明をお願いいたします。

【二井田総務部長】 それでは、資料13-1に基づきまして、平成22年度の財務諸表についてご説明させていただきます。

まず1ページでございますけれども、貸借対照表をごらんいただきたいと思えます。平成23年3月31日現在の貸借対照表でございます。

上段の資産の部の一番下に資産合計が出ておまして、321億6,000万円あまりという数字になっております。前年度に比べまして、25億円ほど減少いたしております。これは独立行政法人会計基準の改訂によりまして、老朽化した検査場等の資産を除去する場合の原状回復費、これをあらかじめ計上する資産除去債務を新たに計上する一方、償却資産の残存価額を取得価額の10%から備忘価額へと変更したことによりまして、有形固

定資産の減価償却累計額が多く増加したためでございます。

下の負債の部でございますけれども、Ⅰの流動負債とⅡの固定負債の中に資産除去債務として合わせて22億円ほどを計上しております。

その下の純資産の部でございますけれども、Ⅱの資本剰余金の一番上に資本剰余金がございます。これが国の施設整備補助金で整備した審査場の建て替え、あるいは高度化施設、マルチテスターの財源となった部分でございます。

2ページをごらんいただきたいと思います。損益計算書でございますけれども、経常費用の合計、中ほどよりもやや下の右の欄でございますけれども、94億6,800万円で、前年度に比べまして1億2,600万円ほど増加しております。これは人件費が減少したほか、業務経費、一般管理費につきまして、年度計画以上の削減を行ったところでございますけれども、減価償却費が増加したことなどによりまして、増加したものでございます。

一方、経常収益でございますけれども、104億8,200万円余りで、前年度に比べ300万円ほど減少しております。これは第2期中期計画の最終年度で運営費交付金債務を収益化しました運営費交付金収益が1億9,800万円と、前年度に比べ1億4,000万円ほど増加する一方、自己収入であります審査手数料収益が92億7,400万円と、前年度に比べ6,600万円ほど減少しています。これらによりまして、経常収益はやや減少してございます。

そのほか、臨時損失として、臨時償却費を10億3,100万円ほど計上しております。これは残存価額の廃止に伴いまして、過去の未償却分を計上したものでございますが、これに対して、臨時利益として、運営費交付金等国からの無償譲与で取得しました資産の臨時償却費相当額を資産見返債務戻入という形で10億2,900万円ほど計上しております。このため、損益に与える影響は軽微なものとなっております。

これら経常費用、経常収益、臨時損益の差し引きの結果、当期総利益として10億1,100万円ほど計上しております。この当期総利益につきましては、積立金という形で処理させていただきたいというふうに思っております。

3ページをごらんいただければと思います。キャッシュ・フロー計算書でございます。業務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、Ⅰの一番最後でございますけれども、差し引き22億6,400万円のプラスとなっております。審査手数料収入で必要な経費を賅っているという形になってございます。一方、投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の取得による支出等により差し引き26億3,500万円のマイ

ナスという形になっております。そのほか、財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、パソコンでありますとか、サーバーといったリースで調達しているものがござい
ますので、これについても若干のマイナスが出ております。

トータルでは、Ⅳのところにありますように、22年度の資金増加額は約4億円の減少
という形になっております。

4ページをごらんいただければと思います。利益の処分に関する案でございます。先ほ
ど申しましたように、当期の未処分利益10億1,100万円余りにつきましては、積立金
という形で処理させていただきたいというふうに思っております。

5ページでございます。行政サービス実施コスト計算書でございます。業務に係る直接
の経費以外に、損益に出てこないような形の費用も全部見込みまして、私どもの法人とし
てトータルで幾らコストがかかっているかという計算書でございます。

Iの業務費用につきましては、差し引き12億円ほど、IIにございます補助金で調達し
た施設等に係る損益外で計上しております減価償却等相当額が約60億円、IIIの損益外の
利息費用相当額が約3億9,000万円、そのほか国有財産を無償使用している部分の機会
費用が約29億円ありまして、トータルで私どもの法人の行政サービス実施コストは、1
04億3,300万円余りということになっております。

6ページ以降は、注記事項でございますので、説明は省略させていただきます。

10ページからは、附属明細書を添付させていただいておりますけれども、これにつき
ましても、説明は省略させていただきたいと思っております。

22ページをごらんいただきますと、決算報告書でございます。私どもの予算の執行
状況を示したものでございます。

23ページからは、事業報告書を添付してございます。法人の組織等につきましては、
昨年と大きな変更はございません。その他主なものでは、25ページをごらんいただけれ
ばと思いますけれども、(5)の常勤職員の状況ということで、常勤職員は、平成22年度
末で832名、平均年齢は38歳というふうになってございます。このうち国と軽自動車
検査協会からの出向者を含めまして、831名が出向者、プロパーが1名という状況で
ございます。

その下からは、先ほどご説明いたしました財務諸表の概況等について記載をしておりま
す。29ページには、主要な財務データの経年比較、下のほうには行政サービス実施コス
トの経年比較等を記載しております。30ページの上には、施設等投資の状況ということ

で、22年度中に完成した主な施設を記載しております。また、②にございますように、近畿検査部の審査上屋の建て替えにつきましては、今年度末に完成を予定しているところでございます。その下には、予算・決算の概況を記載しております。

その後ろになります、最後になりますけれども、33ページには、監事の意見書、34ページには会計監査人の監査報告書を添付してございますけれども、ただいま簡単にご説明させていただきました財務諸表等につきましては、適正に処理されているというご意見をいただいているところでございます。

以上、簡単でございますけれども、平成22年度の財務諸表の説明とさせていただきます。

【大聖分科会長】 はい、ご説明ありがとうございました。

本日は、検査法人の監事にもご出席いただいておりますけれども、検査法人の財務諸表の説明について、何かご意見等ございますでしょうか。

【本澤監事】 監事の本澤でございます。ただいまのご説明がありました財務諸表につきましては、監事意見書が添付されておりますが、そのとおり、私ども2人監事おりますが、理事会等その重要な会議に出席しております。それから、重要な決裁書類のチェック、あるいは本部や各地方事務所の財産状況のチェック等による監査の結果、適正に表示されているものと認められました。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

それでは、ただいまの財務諸表についての説明に関して、ご意見、ご質問があればお伺いいたします。いかがでしょうか。はい、友永委員。

【友永委員】 友永です。公認会計士をしておりますので、こういった財務諸表の部分についてよく見るようにということだろうと思ひまして、一応全部拝見をいたしました。特にその意見を述べるということではないんですが、固定資産を国有財産の上に持っているらっしゃるということで、今回導入されました資産除去債務ですとか、それから、残存価額10%から備忘価額へといったところは、法人のあり方からして、適正な方法への、ま、これは法律上そうすることになっているのでなされたんだと思ひますけれども、法人の性格からしても、適切な処理だろうと思ひます。これで、そういった設備というのは、全部損益外の固定資産としてお持ちになっているので、8ページ目のところの重要な会計方針の変更のところに、損益に与える影響はございませんとお書きになっているのは、すべてそちらのほうということですね。

【二井田総務部長】 ええ、そういうことです。

【友永委員】 はい。それと、固定資産としては、附属明細書のうちの固定資産の明細を見ますと、償却費損益内のところでも結構機械装置なんかを135億ほどお持ちなんです。こういったものは、こういったものかというところをちょっと教えていただければと。10ページに附属明細書がついておりまして、有形固定資産の償却損益内という区分、このところの償却費は損益に入っているんだらうと思うんですけども、固定資産、機械装置の期末残高、これは償却後でいけば61億ぐらいですけども、ここはどんなものが入っているのでしょうか。単なる質問なんです。

【大聖分科会長】 機械装置が何なのかと。

【友永委員】 ええ、中身ですね。

【大聖分科会長】 これは車両の検査に係る。

【竹内理事長】 最初の質問にほとんど損益外というお話がありましたけれども、大半はそうです。しかし、厳密に言いますと、自己収入化を図っていきまして、自分の収入で設備投資をすることが起きています。それについては、企業会計どおり償却費を立てて、損益の中で処理をしております。また、検査のメインのブレーキだとか、スピードとか、そういうものを測る装置があるんですが、それは国からお金をいただいて、償却費は損益外で処理をしていると。それが、大半でございます。

【友永委員】 はい、よくわかりました。ありがとうございました。

【大聖分科会長】 はい。ほかにご意見なり、ご質問はございませんか。はい。それではよろしいでしょうか。内容を了解できたということでございましたら、財務諸表については、分科会として特段意見なしという形で処理をさせていただきたいと思っておりますがよろしいでしょうか

(「異議なし」の声あり)

【大聖分科会長】 はい。ありがとうございます。それでは、特にご意見もないということでもありますので、法人に対するコメントという整理をさせていただきたいと思っておりますので、意見なしということで進めさせていただきたいと思っております。

【平井整備課長補佐】 はい、どうもありがとうございます。それでは、議題1の財務諸表につきましては、意見なしということでとりまとめさせていただきます。

ここで、傍聴者の方におかれましては、退室ということですが、もう既に退室なさって

おります。冒頭にご紹介いたしました、〇〇委員におかれましては、ちょうどこの区切りのときで、途中でちょっと中座をなされますので、ご紹介をさせていただきます。どうも先生、ありがとうございました。

【委員】 ありがとうございました。

【大聖分科会長】 はい、どうもありがとうございました。

【平井整備課長補佐】 それでは、引き続きまして、議題2と議題3でございますが、よろしく申し上げます。

それでは、大聖先生、お願いします。

【大聖分科会長】 それでは、2番目の議題であります平成22年度業務実績に関する評価というところに入ります。

なお、本日の分科会では、議題の2の平成22年度の業務実績評価に引き続き、議題3として平成22年度を含む第2期中期目標期間全体の実績評価がございますので、議事の進行の都合上、議題の2と3のそれぞれ、実績評価について同時進行的に一括して審議をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大聖分科会長】 はい。それでは、ありがとうございます、そのように進めるということで、事務局のほうから評価の進め方についてご説明をお願いします。

【平井整備課長補佐】 それでは、若干お時間をいただきまして、ご説明させていただきます。基本的には業務実績の評価につきましては、今回も昨年度同様、まず検査法人が申し述べられました自己評価をベースにご審議いただくこととなります。あわせて、今回の自己評価も含めたパブリックコメントを7月7日から20日まで募集をいたしましたが、特段の意見は提出されていないということをご報告申し上げます。

それでは、評価方法につきまして、簡単にご説明申し上げます。参考資料の13-2及び13-3にも書いてございますが、基本的には昨年度までは1点～5点までの点数制度でございましたが、これを、5に相当するものがSS、4に相当するものがS、下がってA、B、Cという、記号による5段階評価方式に変更してございます。全体評価につきましても、個別評価の集計点等の算出はせず、項別項目の評価などを踏まえまして、Cから一番上SSまでの5段階的な、総合的な評価をいただくということになっております。それぞれの評価基準につきましては、先ほど申しあげました参考資料の13-2及び13-

3に具体的に書いてございます。簡単にご説明いたしますと、中期目標は年度計画に従って順調に業務を実施し、成果を上げている場合には、着実に実績を上げている場合としてはAの評価とし、それを超えて目覚ましく業務を実施している場合に、すぐれた実績を上げる場合としてはSをとということになってございます。したがって、S評価の場合には、単に目標の達成のみならず、それ以上に積極的な評価をすべき付加的な実績内容が必要ということをご承知おきいただければと思います。

さらに、中期目標は、年度計画において想定した範囲を量的かつ質的にはるかに超えて、事前には実現することがきわめて困難と考えられたような実績を上げて、事後的に見てもこれは異例な実績として特筆すべきすぐれた内容だというような場合には、例外的にSSという評価もあり得ることを妨げないものとされております。

なお、独立行政法人に係ります閣議決定や、総務省政独委年度評価の意見、関心事項などにつきましても、業務実績評価調書の別紙として、当分科会から国交省独法評価委員会に提出する予定となっております。

本日の審議の進め方ですが、初めに、検査法人より22年度と第2期中期のそれぞれの自己評価並びに独立行政法人に係る規制方針に対する取り組み条項などを説明いただき、その後、委員の皆様方に評価をしていただきたいと思いますと考えております。当然評価の審議の際には、検査法人のほうにはご退室をいただき、我々事務局と先生方のみでご審議をいただくことにしております。

簡単に、繰り返しになりますが、審議の進め方ですが、同時進行形で22年度評価と中期評価を進めてまいります。まずは検査法人さんから説明、適宜質問等をしていただきます。各委員の皆様方には、採点シートを既にお配りしております。

なお、退席をなされました〇〇委員におかれましても、事前にコメント及びそれぞれの項目の採点をしていただいておりますので、すべてそれも含めてご評定をいただきたいと思います。その後、採点シートを事務局のほうで回収・集計させていただきます。この場で委員の皆様方でご評定、審議をいただき、その後評価を取りまとめました後、再度検査法人さんにはこの部屋に入室していただいて評価結果の報告と、こういう流れで進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、議題の2及び議題の3の2つの評価につきまして、事務局のほうから逐次説明のほうをお願いしたいと思います。それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【大聖分科会長】 はい。それじゃ、よろしければ、検査法人のほうから自己評価を説明していただきたいと思います。よろしくどうぞ。

【戸澤理事】 それでは、当法人のほうから、自己評価ということで、資料は13-3のほうで説明させていただきたいと思います。ただ、ちょっと項目が非常に多岐にわたって、全体像がなかなかつかみづらいかと思いますので、先立ちまして、概要ということで資料の13-2、A3の見開きのほうでございしますが、これでアウトラインをつかんでいただきまして、その後、個別詳細な自己評価を、資料13-3に基づきまして、説明させていただきたいと思います。私のほうから、その概要、この13-2について説明させていただきます。

まず構成でございしますが、サービスその他業務の質の向上ということで、4つほど項目がございます。1番目は、厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底。2番目は、下のほうに行きまして、検査情報の電子化等による検査の高度化。3番目は、右手に行きまして、受検者等の安全性・利便性の向上となります。

次のページめくっていただきまして、2ページ目でございますが、(4)でございます、自動車社会の秩序維持というのが、これが業務の関係でございます。業務の質の向上に関するものが以上でございます。次に、右手のほうに移りまして、業務運営の効率化ということで、組織運営、業務運営、その他と、こんな全体的な構成になってございます。

前のページに戻っていただきまして、まずサービスその他業務の質の向上の(1)厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底ということでございます。ここにおきましては、不当要求への対応ですとか、審査方法の適切な見直し、あるいは職員の資質の向上、そしてまた、業務が適正に行われているかどうかという、その監査体制の充実、こういったところがポイントになります。

まず不当要求の関係でございます。もうこれ何回も繰り返しのようになっておりますけれども、不合格車両、基準に不適合のそういった車両に対しまして、合格を強要するというような、そういう不当要求というのが、残念ながらまだ続いてございます。ただ、22年度につきましては、ここに書いてございますように、対前年で16%減少ということで、292件ということで、これは過去最少の数字となっております。これも、右のほうに中期計画全体の状況を書いてございますが、不当要求の関係では、組織的な対応ですとか、防犯関係の設備の充実、あるいは警察との連携等の取り組みを行ってきまして、期末というのは

22年度ですね、その要求件数というのは、先ほど言いましたように292件、期初の19年度と比較しまして56%減ということで、半減できたということでございます。

次に、審査事務規程の関係ということでございますが、これは審査方法の適切な見直しということでございます。特に22年度におきましては、最近特に増えております電気自動車に関わります審査方法についての規程を新たにしております。また、改造自動車につきまして、審査の厳格化を図るということで、二重チェックの採用などの審査方法の見直しを行っております。このように、適時・適切に審査事務の規程を改正しております。

次に、職員の資質向上についてでございます。一つは研修関係でございますが、22年度におきましては、先ほど言いましたような電気自動車ですとか、先進安全自動車、こういったような研修内容を充実しております。

また、職員の意欲向上につきましては、これまでも多様な業績を表彰できるような措置というのを、平成20年度に拡充しております。また、業務改善運動ですね、各職場におきます業務改善運動を奨励する、支援するというようなことで、これについても21年度から新たに取り組みをしたというような、そういう職員の資質向上に努めているところでございます。

次に、内部監査の充実についてでございますが、理事長巡視ですとか、本部から現場の事務所に対しまして、調査指導というのを適宜実施しております。また、22年度は新たにWEBシステムを用いましたテレビ会議というのを導入いたしまして、現場の職員との意見交換を実施するという新しい取り組みを開始したところでございます。

次に、検査の高度化についてでございます。検査の高度化というのは2点ございまして、右側のページの下のほうにちょっとポンチ絵が書いてございますので、ちょっとごらんいただきながら説明させていただきたいと思っておりますけれども、一つは、3次元測定・画像取得装置というものでございます。これはもともと、大体五、六年前でしょうか、新規検査などを行ったトラックとかバス、特殊車両、こういった車両に対して、検査をした後に不正に架装する、例えば燃料タンクをつけるとか、ちょっとしたクレーンを車体につけるとか、そういう不正な2次架装と言っておるんですけれども、こういったものが大量に発覚しまして、非常に社会的な問題になったわけでございます。それを契機としまして、この装置を入れようということになったわけでございます。新規検査ですとか、構造等変更検査、こういった際に車両の画像を取得しておきます。その画像を取得して、これはデータベースになっているわけでございますが、これを後々の継続検査ですとか、街頭検査、こ

ういったときに照合して、不正な架装というのが行われていないかどうかと、こういうものを確認しているという装置でございます。これにつきましては、19年度から21年度の3カ年にかけて、全国に配備がされたところでございまして、既に全国で運用がスタートしているということでございます。取得した車両の画像を活用しまして、これまでのところ、まだ件数は少ないですけれども、2件の不正事案というのを発見しているというような、実績が上がっているところでございます。

もう1点は、自動車審査高度化施設というものでございまして、これは検査の結果ですね、例えば検査官の外観検査ですとか、あとブレーキの検査、ヘッドライト、排気ガスとか、そういった審査結果というのがございますが、これまでは紙の伝票でそれを記録しておったわけでございますが、これを電子的に記録・保存するというものでございます。それによりまして、一つは、紙の伝票では、改ざんとか偽造というのが発生しておりましたが、そういう不正車検が防止できる。また、審査結果をより詳細に自動車の使用者に提供することによりまして、自分の車の状態というのをより詳細に把握することができ、これが車の保守管理促進につながるという効果。あるいは検査結果が今までは紙のデータだったわけでございますが、これを電子データとして保存しておりますので、年間大体700万台、700万件の検査をしておりますけれども、これを分析することによりまして、例えばコールに繋がるような不具合の抽出ですとか、検査手法の今後のあり方の検討、こういったものに活用できるということで、今後非常に期待されるところでございます。これにつきましては、20年度から配備を進めておりまして、22年度、昨年度に全国配備が終わったところでございまして、導入時期に応じまして、順次運用を開始しているところでございます。

次に、3番目、受検者等の安全性・利便性の向上についてでございます。まず受検者の事故防止ということでございますが、22年度は特に排出ガスの測定中に後ろの車からぶつけられるようなことで人身事故が結構おきましておりまして、そのための対策というのを行っております。これまでも事故原因の分析、そして再発防止対策というのをこまめに行ってきておりまして、その結果としましては、ここに書いてございます、昨年度22年度の事故件数は155件ということで、平成18年度比20%減少というのが目標だったわけでございますが、30%減少ということで、目標を大幅に上回ったと、こういう結果でございます。

次に、コース閉鎖時間の削減についてでございます。これは利用しやすい施設の運営と

いう意味で、こういう項目の指標を立てております。これは機器の故障なんかによりましてコース閉鎖が起きると、受検者に迷惑がかかるというようなことで、大きな機器ですね、これの老朽更新というのを順次進めてございます。それによりまして、22年度期末のコース閉鎖時間につきましては、平成18年度と比べまして15%減少ということで、おおむねの目標達成ができたということでございます。

次、受検者の要望の把握につきましては、毎年度受検者からアンケート調査を実施しておりまして、これを踏まえまして、機器の改善等に反映させているというようなところでございます。

次は、2ページ目を見ていただきたいと思います。左側でございますが、自動車社会の秩序維持ということで、まず1つは街頭検査でございます。22年度につきましては、目標12万台に対しまして、12.7万台ということで、6%ほど目標を上回っております。また、あわせて、深夜街頭検査ですとか、最近よく出ております旧車会メンバーですね、こういったものに対する街頭検査を実施して、社会的要請に対応した街頭検査を積極的に実施しているということでございます。中期期間につきましては、目標44万台に対しまして50万台、目標に対しまして13%ほど上回った街頭検査を実施しているところでございます。

次に、不正改造車撲滅のための啓発運動ということで、全国で開かれておりますカスタムカーショーですとか、カー用品ショップ、こういったところに検査官を派遣しまして、基準に不適合の不正改造ですね、こういったものの啓発活動というのを行ってございます。

また、リコール対策への貢献ということでございます。リコールに該当する不具合の早期発見に役立つように、日ごろの業務の中で、問題意識を持って審査を実施しているところでございます。この結果、中期計画全体としましては、右のほうに書いてございますが、37件の不具合情報を国交省に報告しておりまして、そのうちリコール案件になったのが15件ということでございます。

また、盗難車対策への貢献ということで、車台番号の改ざんなどについて826件を発見してございまして、そのうち32台が盗難車であるということが後ほどわかったところでございます。

次、業務運営の効率化についてでございます。組織運営につきまして、まず人員の見直しでございます。これは計画に基づきまして、17年度比5%以上という目標がございまして、38名削減しまして、5.1%の削減をしております。

また、次、審査手数料収納体制の整備ということでございます。これは平成20年の1月から審査手数料の納付方法の変更がございました。先ほど理事長からも話ございましたように、直接納付という形に変更がなされたわけでございます。これにつきましては、新たな収納体制を混乱なく立ち上げ、その後も円滑な運営が維持されているというところでございます。

次に、業務運営についてでございます。一般管理費・業務経費の効率化についてでございますが、平成22年度につきましては、対前年目標の9%に対しまして、12.7%抑制、また、業務経費につきましては、目標3%に対しまして、7.6%抑制を達成しております。また、中期全体を通しましては、これは総額ベースでございますが、目標4.5%に対しまして、一般管理について6.6%抑制、また、業務経費については、目標1.5%に対して4.8%抑制ということで、いずれも目標を大幅に達成しているというところでございます。

また、随意契約の見直しについては、真にやむを得ないものを除きまして、基本的には一般競争入札に移行しております。また、一般競争入札に際しては、周知方法の改善等を行っております。

その他、施設整備に関する計画については、計画的に実施、執行のほうをしております。

また、人事に関する事項としましては、給与体系については、国家公務員の給与水準に準拠したものとなっております。その結果、平成22年度のラスパイレス指数は95.3ということで、適正に運営されていると評価しているところでございます。

私のほうからは簡単に概要を説明させていただきまして、その後、企画部長のほうから詳細な説明をさせていただきたいと思っております。

【江坂企画部長】 では、企画部長の江坂でございます。本日はよろしくお願いたします。

それでは、検査法人の業績の自己評価に関しまして、少し個別具体的な説明をさせていただきます。まずお手元に資料13-3、A3横長の表資料でございますが、それをお開きください。この資料に基づきまして、22年度計画及び第2期中期目標の自己評価に関しまして、両方まとめて説明をさせていただきます。

この表資料の構成でございますが、一番左の欄から第2期中期目標、中期計画、そして22年度計画、さらに、その22年度評価、そしてご参考として第2期中期各年度の年度評価のランク、そして最後に、最も右の欄に中期目標期間を通じての評価を書かせていただいております。各評価におきましては、先ほど国交省から説明がありましたが、Cか

らSSまでの5段階評価のうち、どの評価ランクとしているかということについて記載をしております。

これから各項目につきまして、最初に、22年度評価の内容を説明いたしまして、続いて中期目標評価について、連続して説明をするという構成で行いたいと思っております。また、中期目標評価でございますが、一番左の欄でございます中期目標の項目ごとに評価をいたしますが、一方、22年度評価におきましては、その項目によっては、中期目標よりも細分化して項目が立てられております中期計画、22年度計画の項目に応じて評価をしております。このため、両方の評価が必ずしも1対1の対応となっておらず、中期目標評価のほうが大きくりで評価している部分がございます。その点、ご注意をお願いいたします。

それでは、資料13-3に基づきまして、説明をさせていただきます。1ページ目です。中期計画の欄の1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置です。(1) 厳正かつ公正・中立な審査業務の実施の徹底、そして、①不当要求防止対策の充実、ここから説明いたします。先ほど戸澤理事のほうからお話ございましたので、詳細は省きますが、この不当要求防止対策が、厳正かつ公正な業務を実施するという検査法人の最重要課題を達成する上で一番重要な項目であることから、力を入れてこの対策を実施してまいりました。22年度におきましては、先ほどもお話ありましたように、引き続き職場の点検、そして訓練等の各種対策を実施するとともに、全国の防犯カメラの状況を総点検いたしました。このような対策の結果、22年度の不当要求の発生件数は292件、前年度比16%減少という成果を達成することができました。また、暴力行為についても、全体の3%と、引き続き低い割合としてございます。

全国の防犯カメラの総点検については、22年度の新しい対策として実施したものであり、現在は死角をなくす等の必要な改善措置を講じるとともに、今後の老朽更新の計画をつくりまして、実施しているところでございます。このように優れた実施状況にあると考えておりまして、ここの評価に関しましては、Sをつけさせていただいております。

さらに中期目標評価のほうでございますが、このような各種対策を、警察とも連携を強化いたしまして、強力に実施してまいりました。この結果、平成22年度期末の不当要求の発生件数は、19年度に比べますと56%減少ということで、半減以上の減少を達成することができております。このように優れた実績を上げたと自己評価しておりまして、中期目標評価もSという評価をさせていただきました。

次でございます。②新基準等に対応した審査方法等の整備でございます。これは道路運送車両の保安基準の細部規程の改正などに対応して、検査の実施基準でございます審査事務規程の見直しを行うというものでございます。

22年度におきましては、この保安基準細部規程の改正などに対応いたしまして、3回、審査事務規程の改正を行ってございます。これにより、必要な審査方法の整備が行われたと認識しております。さらには、全国の指定整備工場に対しまして、この改正内容の周知に関し、検査法人職員が講習会等に出向きまして講師を務めたという実績を上げてございます。このように、着実な成果を上げたと考えておりまして、22年度はAという評価としてございます。

中期目標の評価のほうでございますが、この中期目標期間4年間におきまして、延べ16回の審査事務規程の改正を行いました。必要な改正を適時・適切に行ったというふうを考えておりまして、これも着実な実施状況にあるとして、Aという評価にしたいと考えてございます。

次、2ページ目をお開きください。③審査方法の改善（ア）審査事務規程の充実・明確化でございます。これは、審査業務における取り扱いの細部につきまして、明確化を図る、そして、審査方法の統一を図るため、規程内容の充実を図っていくというものでございます。

22年度の実績でございますが、電気自動車が最近普及し出しておりまして、また、最近ではコンバージョン電気自動車ということで、市販のガソリン車等を電気自動車に改造するようなケースが増えてございますが、このような情勢に鑑みまして、電気装置に係る審査を的確かつ安全に実施すべく、図面等により審査を行う手法について規定いたしました。さらに、改造自動車全般の審査手続につきましても、より審査を厳格に実施するために、提出書類の見直し、さらには二重チェック体制の採用ということによりまして、審査方法の見直しを行ったところでございます。このように現在の情勢を踏まえて、優れた実施状況にあると認識しておりまして、22年度はSという評価をさせていただきました。

続きまして、（イ）諸外国の知見の活用でございます。自動車は国際商品でございますので、国際流通の進展、そして、基準の国際化等に対応いたしまして、検査業務についても国際的な視野から検討しなければいけないということから、ベルギーのブラッセルに本部がございますC I T A（国際自動車検査委員会）の総会等に定期的に参加する等によりまして、諸外国の検査機関との情報交換を行い、業務改善を図っていくというものでござい

ます。

22年度の実績でございますが、平成22年11月に、シンガポールにおきまして、CITAのアジア／オーストラレーシア地域会議がございましたので、そこに役職員を派遣いたしまして諸外国との情報交換を行いました。検査法人からは、検査の状況につきまして発表を行いました、特に日本独自の取り組みとして、不正軽油の摘発を行うための燃料品質の検査手法、さらには、先ほどご紹介がありました審査結果の電子化等の検査の高度化関連につきまして情報提供を行ったところでございます。

さらには、この会議への参加とは別に、個別の調査団を構成いたしまして、欧州の検査場における検査機器の導入状況、検査項目、検査情報の活用方策等について調査を行っております。22年度は、イギリスとアイルランドに調査団を派遣いたしまして、最新の検査の実施状況について調査をいたしました。

さらに、4つ目の○でございますが、JASIC（自動車基準国際化研究センター）に設置されております関係部会に参加いたしまして、必要な調査を行っているところでございます。以上より、Aという評価をさせていただいております。

次、(ウ)でございますが、左のほうに戻りまして、職員による改善でございます。職員による改善を奨励するため、改善提案について、その内容に応じて表彰を行うというものでございます。

22年度の評価でございますが、このような業務改善に向けた取り組みである改善提案を奨励・支援しました結果、全国で27件の取り組みが行われました。特に、優れた取り組みであった4件に関しましては、理事長表彰を行いました、その顕彰をしたところでございます。また、この取り組み成果に関しましては、イントラネット等に掲載し、全国で職員が閲覧できる体制を講じております。さらに、21年度にこの理事長表彰を受けました審査事務規程の勉強用資料に関しましては、これは既にイントラネットに掲載していますが、全国の職員が研修資料として活用できるように、さらなる資料の向上を図ろうということで、現在取り組みを進めているところでございます。このように、表彰するだけでなく、良い取り組みについて、さらにそれをブラッシュアップして、内部資料として活用していくという展開を進めているところでございます。

以上のとおり、優れた取り組みをしてきたというふうに評価いたしまして、ここの22年度評価はSとさせていただきます。

中期目標評価でございますが、この③の(ア)から(ウ)の取り組みに関しましては、

以上のとおり、22年度の実績を上げたわけですが、中期目標期間を通じましても、同様の成果を上げることができたと考えてございます。特に（ウ）の職員による改善のところをご覧いただきたいのですが、この4年間におきまして、全国で60件の業務改善の取り組みが行われまして、特に優れた取り組み7件について表彰を行ったところがございます。このように、4年間を通じましてすぐれた取り組みを行ってきたというふうにご考えまして、この項目全般につきまして、Sという評価をさせていただいたところがございます。

次、3ページ目でございます。④の人材確保でございます。検査業務は、厳正かつ公正な審査業務を実施する必要がありますので、国と一体となって取り組まなければいけない、このため、国等との人事交流を円滑に行い、最適な人材確保を行うというものでございます。

22年度におきましては、これは従来どおり国等との人事交流を円滑に行いまして、最適な人材を確保できたと考えておりまして、Aとしてございます。

中期目標も、同様に人材確保できたと考えておりまして、Aという評価をさせていただきました。

次、⑤です。職員能力の向上でございます。これは、検査の重点化に伴いまして、検査要員の削減等が行われますが、そういう場合であっても、検査の質の維持を図るために研修内容の充実を図っていく、さらに、審査業務の高度化、そして、新基準の導入等によりまして、いろいろ検査業務が複雑化してまいりましたが、このような検査における判定等を的確に行うようにするために、さらに研修の中身を磨いていくというものでございます。

22年度の評価でございますが、22年度におきましては、職員の検査業務の習熟度に応じました研修等を引き続き実施いたしまして、特に22年度は、技術、行政の動向などを踏まえまして、以下のような新たな研修を追加して実施いたしました。1つ目が電気自動車、そして先進安全自動車でございます。2つ目が、悪質クレーマーへの対応、そして不当要求者への対応、3つ目が、ヒューマンエラーを考慮した安全対策の関連、さらには、4つ目が、リスクマネジメント、そして、最近問題になっております部下職員のメンタルヘルス、さらにはリコール制度と、このように多岐にわたる項目について、法人を取り巻く種々のニーズ、そして、業務の状況を踏まえて追加したところがございます。このように優れた実施状況にあると考えまして、ここはSという評価をさせていただきました。

中期目標全般のほうでございますが、4年間を通じまして、このような研修の内容の充

実強化を図ってきたところでございます。特に、この中期目標期間中には、平成20年度からディーゼル車の排ガス規制の強化に伴いまして、オパシメーターを用います新たなディーゼル排ガス検査手法が導入されました。その関連の特別の研修も実施したところでございます。このように、4年間を通じまして研修の見直し、改善を積極的に図ったと理解をしております、ここもSという評価をさせていただいております。

次が、⑥の職員の意欲向上でございます。これは、職員一人一人の業務の確実な実施を図るためには意欲向上が必要であるということから、業務改善の提案、そして、日ごろの職員の業務状況のうち、特に優れた成果を上げた者に関しまして表彰いたしまして、職員意欲の向上を図るというものでございます。

22年度の実績でございますが、先ほど申し上げましたとおり、改善提案につきましては、評価を行い、表彰したところでございまして、さらに、多様な業績として、以下のような業績についても表彰を行ったところでございます。1つ目が、リコール事案とか、不審事案の発見に際し優れた業績が認められた者でございます。職員4名、そして1事務所を表彰してございます。具体的には、消せるボールペンの悪用によります、替え玉受検の摘発でございますとか、非常に微妙な打刻の字体の違いを発見しまして、不正な打刻を国に通報したというような取り組みでございました。さらには、連続無事故を達成した10事務所に対しても、表彰をしたところでございます。このように、多様な業績に関しまして、いろんな視点から表彰を行いまして、意欲向上を図ったと考えます。このため、着実な実施状況ということでAという評価をいたしました。

次に、中期目標評価でございますが、これにつきましても、この4年間を通じまして、優れた業績が認められた職員延べ19名、そしてワーキング・グループメンバー20名、そして28事務所に対して表彰を行いました。特に、この第2期中期では、高度化の導入ということが非常に大きな課題でございましたので、高度化施設の操作、改良、改善関連についても表彰を多く実施したところでございます。このように優れた実施状況にあるということでSという評価にしてございます。

次、⑦です。内部監査の充実でございます。これは本部、そして検査部の役職員によります現地事務所の調査・指導、内部監査を計画的に実施し、適切な運営を図るというものでございます。

22年度の評価でございますが、11の事務所に理事長巡視を実施いたしまして、ミッションの現場職員への周知徹底などを行いました。さらに、先ほどご紹介がございました

が、22年度からWEB会議システムを導入しまして、理事長巡視の対象とならなかった7事務所については、テレビ会議の方式で巡視と同等のミッションの周知等を行ったところでございます。さらに、各事務所に対しまして、本部の調査課という部署を主体としました計画的な調査・指導19カ所、そして、問題があったところに関しましては、無通告で4カ所、さらには検査部による地方ベースの調査・指導を26カ所で実施いたしました。さらには、管理業務の適正化も必要でございますので、この管理業務関連の調査・指導も10カ所行ったところでございます。このように、優れた取り組みを行ったと評価いたしまして、Sという評価をしてございます。

そして、中期目標期間全般でございますが、4年間を通じまして、理事長巡視は全体の6割の55事務所に実施しております。さらには、3つ目のOでございますが、本部による計画的な調査・指導を82カ所など、延べ合計181回の調査・指導を行いまして、1事務所当たり平均2回程度の調査・指導を行ったところでございます。また、管理業務関連の調査・指導を16カ所行いました。さらに、繰り返しになりますが、新たにWEB会議システムを導入したというような大きな功績を上げたところでございます。このため、Sという評価を中期目標評価として行ったところでございます。

5ページ目でございます。高度化関連でございます。これにつきましては、先ほど戸澤理事のほうから詳細な説明がございましたので、少し省略して説明をさせていただきます。

(2) 検査情報の電子化等による検査の高度化①新規検査等の高度化による不正な二次架装及び不正事件の防止でございます。

この22年度の評価の方でございますが、全国で3次元測定・画像取得装置を運用いたしました。そして、このシステムを活用しまして、2件の不正検査を発見したところでございます。さらには、自動車高度化施設につきましても、全国に導入し、導入時期に応じた順次運用を開始いたしました。さらには、高度化の運用に必要な特別研修も行ったところでございます。このため、優れた状況にあると考えまして、Sという評価をいたしました。

そして、中期目標期間を通じましても、この高度化につきましては、4年間を通じて確実な取り組みを行ってまいりましたので、ここも、優れた成果ということでSという評価をさせていただいたところでございます。

さらに、②の検査情報の有効活用でございます。これは、リコール等に検査情報が有効活用されるために、施設と機器の導入を行っていくものでございますが、これも計画的に

実施いたしまして、22年度すべての検査場への導入が完了し、順次運用の段階となったところでございます。このため、Aランクという評価をさせていただきました。

中期目標4年間を通じましても、計画的にシステムを導入いたしましたので、Aという評価としてございます。

3番目の受検者への審査結果の情報提供でございます。これは、利用者、受検者の方々に適切な整備を実施していただけるように、審査結果について合否判定のみならず、数値による情報提供を行うための調査・研究を行うというものでございます。

22年度でございますが、このように21年度に実施したアンケート結果を踏まえまして、ユーザーに渡す審査結果通知表の様式案を作成し、本省の関係部署とも調整をしたところでございます。このように着実な実施状況にあると考えて、Aといたしました。

さらに、中期目標期間を通じましても、21年度に国際オートアフターマーケットEXPO2010で、この様式に関するアンケート調査をユーザーの方々に実施いたしました。それを踏まえて今回の案をつくったわけでございますが、4年間を通じてよく取り組んだと考えまして、ここもAという評価をさせていただいているところでございます。

6ページ目でございます。④新たな審査手法の検討でございます。車載式故障診断装置OBDの活用その他により、新たな審査手法の調査・検討を行うというものでございます。

新車の排ガス規制が非常に厳しくなっておりますが、この新車の規制が厳しくなると参りますと、使用過程の段階にあっても、この高い基準がクリアされるような性能維持が必要となってまいります。このため、現在各自動車には、コンピューターシステムによりまして、非常に複雑な排ガスの制御浄化システムを監視する自己診断装置がついてございます。これをOBDと呼んでおります。このOBDには、各種いろんな故障の情報が集積・記録・保存されますので、検査の際に、この装置に保存されました情報を、読み取りツールを自動車につなぐことによりまして呼び出して、それによって車の状況、そして、基準の適合状況を判断するというものでございます。欧米におきましては、このようなOBDを活用した排ガス検査が導入されておりますので、日本におきましても、早期にこの導入ができるよう課題を整理し、本省等との調整も進めてきたものでございます。22年度に必要な調査・検討を行ったことにより、第3期にはこの導入が現実に関われるような段階に来ていると考えておりまして、Sという評価をしたところでございます。

中期目標期間全般を通じましても、4年間に必要な調査、例えば、アメリカ等に調査団を派遣して必要な情報を取ったというような取り組みをやってまいりましたので、ここも

Sという評価をしたところでございます。

次に、(3)受検者等の安全性、利便性の向上でございます。ここは、受検者等によりまず検査中の事故を防止するというものでございます。ここは数値目標を掲げておりまして、中期計画期間中に18年度比10%削減という目標を立てました。

22年度の評価でございますが、先ほどお話がありましたように、22年度は排出ガス検査中に後続車が追突をし、受検者が重大な障害を負うおそれがあるような事故が何件か発生いたしました。このため、新たな人身事故防止対策としまして、排ガス測定器の改良、そして、待機場所の設置を行ったところでございます。さらに、Dレンジのまま受検者が降車して、例えば印字機で記録をしようとしたということによりまして、無人で車両が走り出して、それが事故につながったということも見られましたので、受検時において降車する場合にPレンジにすることを強く注意喚起する表示器を開発し、現在試行的に現場投入をしているところであり、効果が高いという報告を受けているところでございます。

このような取り組みを種々講じた結果、22年度における事故件数は155件と、18年度比30%減という大きな削減を達成できました。このため、22年度はSという評価をしました。

中期目標期間も、毎年度、この事故防止については、法人を挙げて取り組んでまいりました。このため30%減という大きな削減を達成できたということからSという評価をしたところでございます。

ちょっと時間が押しておりますので、すみません、次、7ページ目でございますが、ちょっと急ぎ目に説明をさせていただきます。

②利用しやすい施設と業務運営(ア)施設・設備の適切な老朽更新でございます。ここは、検査機器の老朽更新等を行い、故障による検査コース閉鎖を20%以上削減するというものでございました。

22年度評価でございますが、22年度も、昨年同様必要な検査機器の老朽更新を行いまして、また、すべてに音声誘導装置を導入いたしました。これによりまして、検査コースの閉鎖時間は、その事故を起こした当事者が修理費用の賠償能力がない場合に要した費用負担の関連の交渉時間を除外いたしますと、平成18年度と比較しまして15%減少という成果を達成できました。このため、目標の20%に対しておおむね達成と考えているところでございます。一方、今申し上げました、受検者との機器修理費用の負担交渉等に要した時間でございますが、これに関しましては、やはりできるだけ減らすことが必要と

思っております。22年度は、この時間を加えた場合、コース閉鎖時間は18年度と比べまして16%増の4,153時間という長い時間となっておりますので、このような交渉を早期に進められるよう、事故処理に関する手続きの見直しを現在進めているところでございます。以上より、22年度評価に関しましては、おおむね達成というふうに考えておりまして、Bという評価をさせていただきました。

(イ) 利用しやすい施設の整備でございます。ここは、22年度の実績といたしましては、すべて22年度に更新した自動方式の検査機器には音声誘導装置、機器等名称看板を装備いたしまして、着実な実施状況にあると、Aという評価をしております。

(ウ) の受検者の要望の把握でございます。これは、アンケートを通して受検者の要望を把握するものでございますが、ここは、これまで実施した受検者のアンケートの結果を踏まえまして、アンケートで受検者が危ないと感じていた理由として挙げられておりました検査コース場での受検車両の不測の後退等に対応するため、受検者に車両降車時にはPレンジにすることを注意喚起する表示器の開発等を実施したという新たな取り組みをしたことから、Sという評価をしているところでございます。

さらに、(エ) 国と連携した予約制度の運用でございます。利用者の待ち時間の低減を図るため、新たな予約制度を運用するというものでございますが、従来は、パソコンまたは電話による予約を受けておりましたが、システムを一新いたしまして、パソコンに加えまして、携帯電話からもインターネット操作による予約が可能となるシステムを構築しました。さらには、空予約を防止する観点から、IVRを廃止するなど、新たな取り組みもいたしております。このような新しい予約システムを平成22年12月から運用したところでございます。さらに、この新たな予約システムの運用に当たりましては、ヘルプデスクを設置しまして、利用者の要望を踏まえた予約画面の見直し等も随時行いました。実際2月に予約画面の見直し等を行いまして、利用者から高い評価を受けているところでございます。この新たな予約システムによりまして、空予約の抑制ができており、従来よりも確実に希望する受検日時に受検することが可能となっているところでございます。このため、Aという評価をさせていただいているところでございます。

この中期目標全般の評価でございますが、中期期間を通じて利用しやすい施設と業務運営に取り組んできたと考えておりまして、Aという評価をしたところでございます。すみません、以上で一度ここで切らせていただきます。

【大聖分科会長】 そうですね。それでは、これまでのご説明に対しまして、ご質問な

り、ご意見があればお伺いしたいと思います。特に評価が、この自己評価等と異なるような場合についてもご指摘を含めていただければと思います。いかがでしょうか。

【委員】 済みません、初めてなので、幾つか教えていただきたい点がありまして、2点ありました。一つは、人材確保について、今現状国との交流が、やりとりが中心ということで認識しましたが、プロパーの方がお一人という状況なんですね。多分現状減らされてしまっているの、そういった全体の人数を減らすことへの対応というのが第一なのかなと思うんですけども、例えば外に広く人材を求めていくとかっていう動きというのはあるんでしょうか。それをしてほしいとかいうんじゃないで、現状どういう人事採用とか、そういうことをしているのかというのを教えていただきたいというのと、あと、こちらの評価項目の2ページにあった利用しやすい施設と業務運営という中で、施設の老朽化などに対して非常に努力をされている一方で、多分施設をいろいろな人が利用することで事故が発生してしまったり、あと私が拝見させていただいたときに、高齢者の方のご利用というのがやっぱりふえているのかなという印象だったんですね。多分定年退職をして時間があるから行ってみようとかっていう方、そういった高齢者の利用に対しての喚起を促すような対策とか、あるいは施設利用時に、これ本当民間、できるかどうかわからないです、例えば使っていただく方には、低額だけど保険を入れていただいて使っていただくとかっていうことで、施設が壊れたときへの交渉が簡単になったりするのではないかと思ったんですが、そういった案件というか、何と申しますか、検討というのはされているんでしょうか。

【大聖分科会長】 高齢者の個人車検ですね？

【委員】 そうですね。

【大聖分科会長】 個人的に持ち込み。

【戸澤理事】 最初のほうの人事交流の関係を、私のほうから、説明させていただきます。今8百数十人で、さっき説明しましたように、プロパーの職員が1人ということなんですけど、もともこの自動車検査独立行政法人は、平成14年の7月に、ちょうど9年前に発足したんですが、その前は基本的に国の組織だったわけです。それが、いわゆるアウトソーシングということで、公的な分野においても、いわゆる政策決定や公権力の行使などを伴わないようなものについては、アウトソーシングすべきだということで、こういう独立行政法人という仕組みができて、その中で、この検査につきまして、いわゆる保安基準、基準の適合性の審査については、この検査法人で行おうと。最終的な車検証の受

け付けとか交付、あと車検に際しては、ご存じかと思えますけれども、基準適合性というのは当然なんです、それ以外にも強制保険ですとか、あと自動車税とか、重量税ですとか、もろもろのそういう加入状況とか、そういうものの確認をすべてして、それで車検証が交付されるわけなんです、そういった事務というのは国に残るということで、検査を2つの部門に、いわゆる独立行政法人として切り出された部分と、最終的に車検証を交付する最終権限ですね、その部分が国に残るといような、そういう切り分けが行われました。そんな背景がありまして、検査法人発足から、国と密接な関連がございます。そして、この検査というのは、ご存じかと思えますけれども、車の登録とも非常に密接な関連がございます。私ども新規検査というのを行ってございまして、最初に車を登録する際に行う検査なんです、それによって車の諸元、長さとか、幅とか、重量とか、そういったものを私どもが確定します。それに基づいて、車の戸籍がつくられます。その戸籍づくりというのが国のほうの登録業務になるわけなんです、それと非常に密接に我々の業務というのが関連しているということで、国の検査登録業務と、私どもの検査法人の業務というのは非常に一つの流れになって密接に関連しているものでございますので、これまでは基本的に国との人事交流というのを中心に、この検査法人の職員を構成してきておりました。ただ、ご指摘のように、年数もある程度経ち、そして、これからまた定員削減とか、こういった話も当然行政改革の中で出てきます。そういった中で、今後私どもの職員の採用形態、これについてはどういうふうにすべきかということとは大きな課題でございまして、国ともよく話し合いをしながら、当然国との連携が密接に取れる、そういう前提の中で、人事採用としてどういうあり方があり得るのかということについては、検討していかないといけないだろうというふうに考えているところでございます。

【金森理事】 利用しやすい施設ということで、事故については、この4年間で随分減って参りましたけれども、まだまだ、最近高齢者の事故が多いというのも事実でございます。特にユーザー車検の場合については、慣れていないということで、できるだけ案内人、あるいは職員が、そういった方については横についてガイドしながらやるというような体制を今とってございます。そういうことで、初めての方でも受検してそう戸惑わないようにといったような配慮をしていますし、また、いろいろ各種パンフレット、ポスター等で啓蒙活動もやっているところでございます。

それと、保険についてですけれども、確かに最近アクセルとブレーキの踏み間違いによる事故で、結構大きな補償金額になる事例というのが出て参りました。ただ、これもいろ

んな方がいらっしゃって、ごね得になることは許してはいけないし、かといって、ユーザーの方に大きな負担をかけたくないということで、保険のあり方については、今検討はしているところです。ただ、一部につきましては、我々損害賠償保険については、職員の不注意によるものを救うものですが、そのほか、火災保険にも入ってございまして、火災保険には特約事項というのをつけています。これについては、受検者の不注意についてもカバーできるものにしてはいますけれども、ただ、ごね得か、不注意、本当にユーザーのためかということで、その辺を見きわめながら対応しているというのが現状で、もっと簡便な形にできないかというところは、今検討課題にしているところでございます。よろしいでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。はい、わかりました。

【大聖分科会長】 よろしいでしょうか。はい。海外とのいろいろ情報交換ということを進めておられるわけですが、現状いかがですか、海外との比較において、日本の検査体制、あるいは技術の点からですね。ちょっと大ざっぱな質問で恐縮なんです。

【江坂企画部長】 基本的に目指している方向は同じなんだろうという認識でおります。私も、この5月にベルリンでC I T Aの総会がありまして、これに出席していろいろ情報収集をしてきたのですが、ヨーロッパは面白いことが言われておりまして、1つは、検査については規制強化ということが盛んに言われております。特にトラックなど、大型車の事故が多いんだろと思うんですが、あと車齢の高い車の事故が問題になっているということから、ちょっと記憶は定かじゃないんですが、7年とか8年ぐらいたったら、2年置きから1年置きに検査周期を短くするとか、そういうようなことが提案されています。さらには、やはり搭載機器の電子化ということが標準的になっていますので、そういった電子装置関連の検査をどうするかということが非常に話題になっておりました。まさに排ガス関連は、このOBDということがその代表になるわけですが、他方、安全装置に関しても、自己診断装置というものがだんだん実用化されてまいりますので、安全関連の電子機器の検査をどうするかということがいろいろ検討されております。検査法人としては、やはり基本的には同じような問題意識を持っておりますので、国交省とも相談させていただきながら、世界的にも優れた検査ができるように努力して参りたいというふうに思っております。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。ご存じのように、国連の下にWP 29というのがありまして、安全と環境にかかわる国際的調和というのが進んでいますので、

そういうOBDですとか、あるいは排出ガスや安全基準ですね、これも国際的に統一してくるということがありますので、検査のやり方もそれに合わせて国際化していくような方向に向かうんじゃないかなというふうに思っております。ちょっとこれは余計なコメントでしたけれども。ほかにいかがでしょうか。

それじゃ、事務局、時間をちょっと見ていただいて、ちょっと休憩はよろしいですか。5分ぐらいやりましょうか。

【平井整備課長補佐】 集計にちょっと時間がかかりそうですので、もうそのまま、もしよろしければ、1時間半たっておりますので、まあ、5分ぐらいであればトイレ休憩ということで。申しわけございません。

【大聖分科会長】 よろしいですか。じゃ、35分再開ということで、すみません。

【平井整備課長補佐】 では、35分からよろしくお願ひします。申しわけございません。

【大聖分科会長】 はい、よろしくお願ひいたします。

(休憩)

【大聖分科会長】 それでは、再開させていただきたいと思います。8ページから。じゃ、よろしくお願ひいたします。

【江坂企画部長】 それでは、説明を再開させていただきます。8ページ目をお開きください。(4)自動車社会の秩序維持でございます。①不正改造対策の強化(ア)街頭検査の強化です。街頭検査に関しましては、44万台以上の車両検査を実施するという中期目標を立てました。さらに、色度計等の新たな機器の導入を図るということを謳っております。

22年度評価でございますが、22年度は12万7,000台の車両につきまして街頭検査を実施いたしまして、12万台という目標に対して6%上回ったところでございます。さらに、街頭検査の内容に関しまして、深夜の暴走族等を対象とした特別の深夜街頭検査、そして初日の出暴走、そして、最近では社会問題化しまして、警察も注視しております旧車会メンバーの不正改造車に対する特別街頭検査も行ったところでございます。さらに色度計の導入も行いました。このように、優れた実施状況にあると考えまして、Sという評価をしたところでございます。

次に、(イ)不正改造車撲滅のための啓発活動でございます。カスタムカーショウ等における不正改造車、用品販売店における保安基準について適合しないおそれがある用品等の

陳列等に対し、啓発活動を行うというものでございます。

22年度は、3つのカスタムカーショウに検査官を延べ47名派遣いたしまして、保安基準に適合しないにもかかわらず、公道が走行できるようなことを謳っておりました表示に関しまして、展示車両75台に対して、文書により注意喚起をしたところでございます。さらに、カー用品販売会社18店舗に、これとは別に検査官を延べ71名派遣いたしまして、やはり保安基準不適合のおそれがございます144件の用品販売等に対しまして、適切な表示を行うように注意喚起いたしました。以上のとおり優れた実施状況にあると考えまして、Sという評価をしたところでございます。

この不正改造車対策の強化に関しましては、中期目標期間を通じましても、例えば街頭検査に関しましては、50万台の車両について街頭検査を実施し、44万台の目標値に対し、13.8%上回る成果を上げることができました。さらに、深夜街頭検査などの特別街頭検査を随時、数多くできるだけ実施したところでございます。さらに、(イ)の不正改造車対策の強化関連では、3つのカスタムカーショウに対して延べ177名派遣し、612台の展示車に対する文書注意を行いました。さらに、カー用品販売会社に対しては、延べ46店舗、そして検査官を延べ232名派遣いたしまして、462件の不適切な表示に対する注意喚起を行ったところでございます。このように優れた実施状況にあると考えまして、ここもSという評価をさせていただいたところでございます。

次に、②その他国土交通施策への貢献(ア)リコール対策への貢献でございます。検査業務を通じまして、車両の不具合情報の収集を図り、国土交通省のリコール対策等の施策に積極貢献するというものでございます。

22年度の取り組みでございますが、このリコールに該当する不具合の早期の発見、そして迅速なリコールに役立つように、各事務所に対する周知徹底、そして、業績表彰を通じまして、日常の審査業務におきまして、問題意識をもって審査を実施し、情報収集に努めたところでございます。この結果、各事務所からの情報を精査した結果、その原因が車両の設計等にあると思われる情報5件に関しまして、国土交通省に対して、車両不具合情報の報告を行いました。このように、日頃からリコールに貢献するという高い意識を持って業務に当たったということから、Sという評価をしたところでございます。

さらに、中期目標評価のほうでございますが、この4年間を通じまして、このような情報収集、そして情報提供ということに取り組んだところでございます。この結果、リコール等のおそれがあると思われる情報37件に関しまして、国交省に対して情報報告を行い

まして、その結果、検査法人からの指摘が発見の動機となりましたリコールが15件実施されたところでございます。このように、国交省のリコール施策に対しまして、優れた実績を上げられたというふうに鑑みまして、Sという評価をさせていただいたところでございます。

次、9ページ目でございます。(イ)盗難車両対策への貢献でございます。車台番号の改ざんの発見等を通じまして、盗難車両対策に貢献するというものでございます。

22年度の実績でございますが、この車台番号の確認におきまして、本来の字体とわずかに相違するような改ざんも発見したところでございまして、この結果、延べ194件の改ざんを発見し、国交省に通報を行いました。その結果、盗難の疑いがある車両14台については、警察に通報され、その捜査の結果、7台が盗難車であることが判明したということとなっております。このように盗難車対策に大きな成果を上げることができたと考えております。このため、ここはSという評価をさせていただきました。

この中期目標期間4年間の評価でございますが、このような非常に精緻な改ざん等に関しまして、全国で情報を共有いたしまして、対応して参りました。このように僅かな改ざんも見逃さないということに努力した結果、826件の改ざんを発見いたしまして、通知しまして、その後、警察等の捜査の結果、32台が盗難車であることが判明したという実績を上げることができました。このため、優れた実績を上げたという評価いたしまして、Sという評価をつけてございます。

次に、(ウ)利用者の審査業務に関する理解の向上でございます。検査の役割及び検査方法等に関して、国等が行う各種キャンペーンに参画するというものでございます。

22年度におきましては、春秋の全国交通安全運動のほか、不正改造車排除運動、点検整備推進運動などに参画いたしました。さらに、審査事務規程等の自動車審査に関する最新の情報を適時にホームページに掲載する取り組みを行いました。さらに、22年度からは、先ほどご紹介いたしました深夜街頭検査など、社会的に評価が高い取り組みに関しまして、その実施結果等についてインターネットによる広報を延べ14回行ったところでございます。さらに、改造電気自動車の普及ということに対応するため、国交省で基準の整理等の各種取り組みが行われましたが、この取り組みにおいて留意点の取りまとめということで協力をしたところでございます。このように、優れた実施状況にあると考えまして、Sという評価をさせていただきました。

この項目の中期目標期間の評価でございますが、この4年間を通じまして、22年度と

同様な取り組みを精力的に実施したところでございます。このため、4年間常に努力をしたというふうに考えまして、ここはSという評価を自己評価としてつけたところでございます。

10ページ目でございます。2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置(1) 組織運営①要員配置の見直しでございます。ここは、業務量の変化を適切に把握いたしまして、事務所ごとの要員の配置計画を策定実施し、効率的な要員の配置、そして業務実施に努めるというものでございます。

22年度におきましては、19年6月に策定しました要員の配置計画に従いまして人員の削減を行ったところでございます。延べ合計23名を22年度に削減いたしまして、827名の職員数としてございます。このため、計画的に行ったということから、着実な実施状況Aと評価をいたしました。

中期目標期間の評価に関しましても同様でございますが、この要員配置計画に従いまして計画的に人員の削減を行いまして、中期計画4年間のうちに、職員数でいえば4%に相当する38名の削減を実施したところでございます。このため、計画的に行ったということから、Aという評価をしたものでございます。

次に、②審査手数料の収納体制の整備でございます。受検者の利便性が低下しないような収納体制の整備を図るというものでございます。

22年度の評価でございますが、平成22年度も引き続きまして、自動車審査証紙による審査手数料の収納方式を採用いたしまして、国の印紙と同一の窓口で販売するということによりまして、受検者の利便性の低下を招かないような措置を講じました。さらに、この証紙の発注、発送、そして在庫管理等を本部で一元的に行う効率的な業務執行体制を整備いたしまして、売りさばき人の手間というものを削減いたしました。このため、混乱なく手数料収納ができたことから、順調な実施状況Aというような評価をしたところでございます。

中期目標評価でございますが、この自動車審査証紙の導入に関しましては、平成20年1月からの検査手数料の自己収入化に伴う審査手数料の納付方法の変更に当たりまして、導入したものでございます。これに関しましては、適切に事前周知を図ることによりまして、新たな収納体制を混乱なく無事立ち上げることができたと考えておりまして、さらには、その後円滑な運営を維持することができてございます。このように、新たな自己収入を確保するための証紙制度を立ち上げ、円滑に維持をしているということに関して、すぐ

れた実績を上げたと考えまして、Sという評価をさせていただきました。

次に、(2)の業務運営①一般管理費及び業務経費の効率化目標でございます。一般管理費に関しましては、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を4.5%抑制する、そして業務経費に関しましては、同様に1.5%抑制するという中期計画を掲げました。

22年度におきましては、この一般管理費におきましては、19年度比12.7%抑制、そして、業務経費に関しましては、19年度比7.6%抑制ということで、それぞれ22年度計画の9%、3%という数値目標を大幅に達成したところでございます。このためSという評価をさせていただきました。

さらに、中期目標期間全般を通じましても、システム最適化による回線利用手数料の経費を削減したというような取り組みを種々講じた結果、一般管理費に関しましては6.6%抑制、そして、業務経費に関しましては、4.8%抑制ということで、両方とも中期計画の数値目標を大きく上回る成果を上げることができたところでございます。このため、優れた実績にあると考えまして、Sという評価をさせていただきました。

11ページ目でございます。②随意契約の見直しでございます。ここは国の方針、財務省からの通達が出ておりますが、随意契約をできるだけ減らすようにということが指示されておりますので、これに従って努力するというものでございます。

22年度におきましては、21年11月の閣議決定の独法の契約状況の点検見直しについてというものを踏まえまして、契約監視委員会におきまして、点検見直しを実施し、真にやむを得ないものを除きまして、一般競争入札に移行しているところでございます。さらに、広報期間の延長、そして業界新聞などを通じた周知を図りまして、応札者の増加に努めてまいりました。以上により着実な実施状況にあるというふうに考えて、Aという評価をしているところでございます。

中期目標評価に関しても、4年間同様の努力をしてまいりました。さらには、3つ目の○でございますが、19年12月に閣議決定されました公共サービス改革基本方針に基づきまして、中央実習センターの管理運営業務、そして関東地方におけます自動車検査用機械器具の保守管理業務につきまして、民間競争入札を実施し、経費削減を図ったところでございます。いわゆる市場化テストと呼ばれているものでございますが、これについても着実な成果を上げております。以上により、Aという評価をさせていただきました。

次に、③資産の有効活用でございます。研修施設に関しまして、自己収入の増加を図る等、効率運用を図るというものでございます。

22年度におきましては、中央実習センターの教室などの一部施設の貸し出しを促進するためにホームページに掲載する、または問い合わせがあった際に丁寧な対応をしたところでございます。さらには、中央実習センターに研修員用の食堂がございますが、これの一般利用を促進するために、一般利用が可能であることについて掲示等による外部への広報を図り、確実な増加を図ったところでございます。以上のとおり着実な実施状況にあるというふうに理解をし、Aという評価をいたしました。

中期目標評価に関しましても、4年間を通じまして、同様の取り組みを毎年実施してきたところでございます。このため、着実な実績を上げていると評価いたしまして、Aという評価をつけたところでございます。

次に、(3)の主要な業務・システムに係る最適化計画の策定でございます。主要な業務システム、PCネットワークシステムなどがございますが、このシステム構成、そして、調達方式を抜本的に見直しまして、システム最適化を図るための計画を策定し、それを実施する、さらには、それを公表し、透明性を図るというものでございます。これに関しましては、22年度は、実はこれ、21年度でこの目標を達成してしまいましたので、該当なしということで横棒となっております。

中期目標評価の方でございますが、20年3月に主要な業務システムであるPCネットワークシステムに関する最適化計画をつくりまして、インターネット公表をいたしました。さらには、この計画に基づきまして、WAN回線、LANサーバ、そしてメールシステムなどの最適化に関しまして、21年度までに完了しました。以上のとおり着実な実績を上げたということから、Aという評価をつけております。

次に、12ページ目でございます。3. 予算、収支計画、資金計画でございます。これに関しましては、予算をもとに計画的に執行してきたところございまして、着実な実施状況にあると考えており、Aを22年度評価としてつけました。

さらに、この中期目標期間を通じまして、予算をもとにした計画的な執行ということを確認いたしましたので、ここもAという評価をしたところでございます。

次に、4. 短期借入金の限度額、そして、5. 重要な財産の譲渡、担保に関する計画は、いずれも該当なしとなっております。さらに、6. の剰余金の使途に関しましても、同様に22年度、そして中期目標期間中を通じまして、該当なしということでございますので、ここは説明を割愛させていただきます。

次、7. でございます。その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項の施設及び

設備に関する計画でございます。検査上屋等の施設に関しましては、施設整備補助金によりまして、予算要求、そして執行をしてきたところでございますが、22年度におきましても、この計画的な執行ということが確保されておりましたので、Aとしております。

中期目標評価に関しましても、4年間このような計画的な執行が確保できたので、Aという評価をつけたところでございます。

次に、13ページ目でございます。(2)人事に関する事項でございます。ここは、業務運営の効率化を図っていくために必要な要員の計画的な削減を行い、人員の抑制を図るというものでございます。また、②の方に書いてございますけれども、行革推進に関する法律に基づきまして、国家公務員の定員の純減目標を踏まえて、国家公務員に準じて、22年度におきまして、17年度の人員に比べて5%以上削減を行うというもの、さらには、給与に関しまして、国家公務員の給与水準に照らし適切なものとなるように定めるというものでございます。

22年度の評価でございますが、まず要員のほうでございますが、先ほどもご説明いたしました、19年6月に策定した要員配置計画に従いまして、23名の計画的な削減を行ったところでございます。さらに、役職員の給与に関しましては、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系となっておりまして、国家公務員の給与水準に照らして適切なもの、ラスパイレス指数であらわしますと95.3と低いレベルとしたところでございます。以上のとおり優れた実施状況にあると考えておりまして、Sという評価をつけたところでございます。

中期目標評価でございますが、ここも、中期目標を通じまして、要員配置計画に従った人員削減を行いました。さらに、給与に関しましても、国家公務員の水準に照らし、適切な体系となるよう常に努力してまいりまして、国家公務員の給与水準に照らし、適切なものとするのができたと考えてございます。中期期間を通じまして、最大で97.5ということで、国家公務員の水準よりもかなり低いレベルに給与水準を維持したところでございます。このため、優れた実績を上げてきたと考えまして、Sという評価をしたところでございます。

【平井整備課長補佐】 すみません、事務局から、今の人事に関する事項の関係で、1点ちょっと補足がございます。大きなクリップの後半のほうに、資料の13-8という3枚物で薄い物がございます。かなり後半のほうでございます。資料13-8、タイトルで、様式1、公表されるべき事項というものがございます。実はこれ、各法人の役職員の給与

水準についての公表資料などでございますけれども、毎年度このような形で公表しておりますけれども、今年度より、その資料に主務大臣の検証結果を記載するということになりました。ちなみに、これ、表裏で一番最後のページの5ページをちょっとごらんください。下のほうの枠囲みのタイトル、給与水準の比較指標についてというところで、2番目の項目、次の行で、【主務大臣の検証結果】と黒囲み、ちょっと小さな字になっておりますが、「低い水準であるが、引き続き適正な給与水準が図れるよう取り組む必要がある」という大臣の検証結果が書いてございます。

最後のページ、6ページ、裏でございますが、後半部分に、大きな括弧くくりのタイトル、総人件費についてでございますが、これも一番最後の段落に【主務大臣の検証結果】として、ま、4行目だけ読みますと、「当該法人においては既に達成済みであり、適正に取り組んでいる」と、このように2つの項目について大臣の検証結果が記載されることになりましたということのご紹介と、この内容も踏まえて、人事に関する事項についてご評価をいただきたいと、このように考えておりますので、ご紹介方々申し上げました。済みません、法人さんの説明の中で。どうぞ。

【江坂企画部長】 それでは、説明を再開させていただきます。

以上が個別の項目の説明でございまして、最後に14ページを開いていただきますと、総合評価というページがございます。これは左の欄が22年度評価、延べ31項目でございます。右が中期目標評価、延べ26項目でございます。このように、その評価項目別にまとめてございます。

まず22年度の評価の方でございますが、総合評価でございますけれども、今まで説明したとおり、これをまとめますと、Sの評価項目が16項目、そしてAが14項目、そしてBが1項目ということとなっております。このため、Sが一番多かったということから、総合評定をSとつけさせていただきました。そして、課題・改善点、業務運営に関する意見等でございますが、中期計画期間中に導入した3次元測定・画像取得装置、そして高度化施設などに関しまして、時期中期計画期間中において円滑な運用を実施することが必要であると、さらには、この施設活用により、検査情報の有効活用、そして受検者への情報提供の取り組みを進めることが必要と、さらには、自動車技術の進展等に応じて審査方法の改善をしていくことが必要、さらに、その検査場における事故件数は減ってきているが、人身事故については今後さらに削減すべく対策を講じる必要があるというようなことを書かせていただきました。

中期目標評価の方でございますが、これは26項目となっております。内訳はSが15、Aが11です。中期目標の方に関しましても、最も多かったのがSということから、総合評定もSという評価をつけさせていただきました。この課題・改善点、業務運営に関する意見等に関しましては、基本的に先ほどの22年度評価と同じなのですが、一番下の・（ポチ）が追加されてございます。独立行政法人であることを念頭に、リコール対策、盗難車両対策、不正改造車排除のための啓発活動等、国交省の施策により一層貢献することを期待するということを追記したところでございます。

以上が自己評価でございますが、最後に、済みませんが、もう少しだけご説明をお聞きください。平成22年度計画の自己評価という資料が資料の13-4につけてございますが、この資料の19ページ目の次の別紙というところをご覧ください。最後に、この資料について説明をいたします。

これは、詳細については触れませんが、総務省にございます政策評価独立行政法人評価委員会、「政独委」と呼ばれているところから、21年度の国交省の評価結果に関する意見ということで、さまざまな項目について指摘がされたところでございます。この別紙の資料の一番左の欄が政独委からの指摘事項でございます。項目の内容に関しましては、基本的に第2期中期計画目標と重なるところが多々ございますので、細かな説明は、ちょっとこの場では省略をさせていただきますが、この表資料の一番右が評価となっております。この指摘事項に対しまして、どのような実績を上げたかということについて自己評価をしたものでございますが、当法人といたしましては、この政独委からの指摘に関しましては、必要などころについては着実な実績を上げることができたと考えておりました、妥当というような自己評価をつけさせていただいておりますので、最後に報告をさせていただきます。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございました。

それでは、ご質問なりご意見を、後半の8ページ以降にいただければと思います。いかがでしょうか。これまでの業務実績の説明に対して、監事のほうから何かございますでしょうか。

【本澤監事】 特につけ加えることはございません。私どもは、22年度において監事監査を実施しておりますが、各地方事務所に対しては、13事務所に対して実施しております。それから、本部9課でございますが、9課各課に対して監査を実施しております、その内容につきまして、おおむね適切に業務運営が図られていたというふうと考えており

ます。一部事務所につきまして、例えば先ほど話がありました不当要求防止対策の防犯カメラというようなことがございましたが、一部そのカメラはあるんですが、その死角で業務をしていたというようなことがあって、改善をお願いしたというようなこと。それから、例えば検査はピットでやるんですが、ピットの中にリフトがある。そういうところでリフトが上下する中で、一番下まで下がるとちょっと足を挟むというようなことがあって、途中でとめるようにというような改善もお願いしたことがございます。それから、本部については、特段の指摘はございませんでしたが、一部その業務が忙しいということで、残業を随分やっている職員がいるということで、職員の勤務管理をしっかりやってほしいというようなことで、残業の縮減を図りなさいというようなお願いをしているぐらいで、全般的には特段申し上げることはございません。以上でございます。

【大聖分科会長】 はい、ありがとうございます。

いかがでしょうか。それじゃ、後半の部分、あるいは全体を通じてでも結構ですので、何かご意見があればお伺いします。

【委員】 1つ教えていただきたい。

【大聖分科会長】 どうぞ。

【委員】 済みません、これも初歩的な質問だと思うんですけども、人事に関する事項で、国家公務員の給与水準に対して下げていくことが重要なのかというような数字に見えたんですけども、それと同時に、適切な昇給であったりとか、先ほどお話に出たように、残業の多いところに対して、例えば適切な人員配置とかっていうことも必要ではないかと思うんですね。それと、やっぱり適切な昇給がないと、その現場のモチベーションというのはやっぱりサラリーマンってお金をもらって働くことなので、そういった適切な昇給についても、もし何か努力されていることがあったら教えていただきたいなと思いました。

【大聖分科会長】 もちろん、昇給というのはあるわけですよね？

【江坂企画部長】 基本的には昇給に関しましては、国家公務員の制度に準じた取り扱いを行って参りまして、法人だからといって不当な取り扱いを受けることはないような措置を講じております。

【大聖分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【金森理事】 あと残業についての話がありましたけれども、私どもは、労働基準法の適用を受けますので、残業についてはきちんとつけるという方針でやってございます。一

部国の習慣でという方もいらっしゃるかもしれませんが、基本的には、した残業は全部つけろという指導をさせていただきます。

【戸澤理事】 あと補足なんですけれども、さっきの話とも重なるんですけれども、基本的にうちの職員はほとんど国との人事交流になっていますので、例えば国にいて、こちらの法人に来て、例えば六、七年いて、また国に帰るといような、そういうローテーションでやっていますので、基本はもう国の給与体系、そして、昇給の考え方というのがあるんですけれども、それも準じていると。それはなぜかという、その六、七年たってまた国に戻ったときに、いわゆる国のほうの体系にまた移るわけですね。そのときに円滑に移れるように、だから、ある意味では両方うまく円滑に移れるように、基本的には国の人事体系で、人事の昇給の考え方、こちら辺は準拠しているという。これもだから、民間ではちょっとない、若干特殊性はあるんですけれども、そういうところはあります。ただ、当然ながら、いわゆるモチベーションの関係でございますけれども、いわゆる特昇制度とか、そういったものがございまして、それは国にもあるんですけれども、こちらも同じように、そういう成績の優秀な方というのは、やっぱりそういう特昇制度と。あるいは管理職に登用する際に、当然日ごろの業務の評定といえますか、こういったものを通じて管理職になれる方となれない方とか、そういう差は当然出てくるということでございます。

【委員】 済みません。

【大聖分科会長】 どうぞ。

【委員】 知識がないんで、教えていただきたいというだけの話なんですけれども、9ページ目の一番上の盗難車両対策への貢献というところで、何というか、車台番号の改ざんというもののごく一部が盗難車なんです。そうすると、その車台番号の改ざんって、その改ざんする人は何を目的に改ざんをするんですか。盗難車以外の車台番号の改ざんというのを見つけて、どんな意味があるんでしょうか。

【戸澤理事】 一つは盗難車なんですけれども、もう一つ、大きく分けると、いわゆる不正改造と言われる、例えばエンジンの載せ換えみたいなことですね。それが車台番号を見るとすぐ分かってしまいますので、それで、いわゆる車台番号の改ざんをして、あたかも、そもそもその車に乗っている型のエンジンだというふうに見せかけると。ただ、よくよく見てみるとどうも字体が違うねということで調べてみると、エンジンが載せ換えてあったというような、まあ、そういう不正改造の摘発を逃れることですね。

【委員】 メーンは、そうすると、不正改造の発見で、その副産物というような感じで

よろしいんですか。

【戸澤理事】 いや、両方ですね。

【委員】 両方なんですか。

【戸澤理事】 両方だと思います。

【委員】 ああ、そうですか。

【戸澤理事】 はい。

【大聖分科会長】 はい、いかがでしょうか。〇〇先生、よろしいですか。特に？

【委員】 ええ、特にありません。

【大聖分科会長】 〇〇さん、よろしゅうございますか。ご意見があれば伺いますけれども、大丈夫ですか。

【委員】 はい。

【委員】 あ、済みません、1つ。

【大聖分科会長】 はい、どうぞ。

【臨時委員】 今その盗難車を発見したりというのはすごいスキルだと思ったんですね。ちょっと現場で聞いたのも、例えばこれは日産のフォントだとか、そういうものを結構見分けているというのはすごいことだと思って、これ、評価も私すごく高くしていいなと思ったのと同時に、こういったスキルというのは、結構経験で培われるものなので、そういったスキルの継承というのはどういったことをされているのか、あるいはちょっと現場レベルではこんなことがありますというのがあったら、ぜひ継承していただきたい内容だなと思ったので。

【大聖分科会長】 これも、イタチごっこみたいなのところがありますけれどね。

【臨時委員】 あ、そうなんですか。

【大聖分科会長】 ええ。よりそれらしくやるという技術もありますね。

【江坂企画部長】 この車台番号の改ざんを発見した場合は、その発見した事務所におきまして、写真等を撮って、かつその概要について報告書をつくってもらって、それをイントラネットに掲載して、全職員が即座にその確認ができるような体制にしています。そのようなことを情報共有することによりまして、各職員がレベル向上を図るという取り組みをしているところでございます。

【委員】 これ、全体の何%ぐらい発見しているという感じなんですか。

【委員】 そこですよ。

【委員】 それはわからない？全くわからない？

【大聖分科会長】 こちらで通過した台数に対してということだと、ごくわずかですね。

【戸澤理事】 検査自体が約700万台です。

【委員】 700万ね。

【金森理事】 それの200件ですからね。

【大聖分科会長】 700万分の。

【戸澤理事】 まあ、200件で。ただ、これから漏れているやつがおそらく。すごく精巧というか、巧妙にやられていますので、我々なんかが見ても、あれ、よくわかったなというようなやつがもう本当に多いんですよ。だから、おそらく漏れているやつも当然あると思います。が、成果としては、まあ、大体年間200件です。

【大聖分科会長】 あと、そういう車っていうのは、事故を起こしたときには保険がきかないんですよ。適用されないですよ、確か。

【戸澤理事】 当然そうなりますね、はい。

【大聖分科会長】 だから、えらい社会的な問題にもなるわけです。

【委員】 そうですね。これだけ発見されていて、抑止力にもなりますよね。と思うので。

【戸澤理事】 おっしゃるとおりですね、はい。

【委員】 うん、すごくいい取り組みだと思って。

【大聖分科会長】 それを、ですから、アナウンスしたほうがいいんですよ。

【委員】 難しい問題ですね。

【江坂企画部長】 これまでにその筋の世界には相当広まっているんだろうと思います。

【戸澤理事】 この件で言うと、我々知っている範囲ではやっぱり、多くの検査は、いわゆる指定整備工場に入りますね。継続検査の7割強は指定整備ですから。

【大聖分科会長】 はい、そうです、そっちへ行っちゃいますからね。

【戸澤理事】 指定整備では、あんまりこういう事例はないんです。

【大聖分科会長】 ないでしょうね。それはそうでしょうね。それはないでしょうね。

【戸澤理事】 まあ、整備課が一番よくご存じだと思いますけれど、あんまりそういう指摘というのは、こんな、我々のように毎年200件程度こういうのは、コンスタントに発見できるというような、そういう事案というのはあんまりちょっと聞いていないですね。だから、そういうところが、我々法人の存在意義かなというふうに思っています。

【委員】 済みません。

【大聖分科会長】 どうぞ。

【委員】 ちょっと個々の話じゃなくて、いろいろ聞いて伺っていると、今の車台番号の改ざんとか、それから、事故の話とか、いろいろやっぱり全体でデータベースをいかに構築していったら、それを全部の車検場で共有化するということがかなり重要になってくるかなと思うんですけども、個々のことではなくて、そういう全体の情報の共有化へ向けての何か準備みたいなものっていうのが、この中にちょっと出てこないような気がするんですが、そこら辺はどういうふうにお考えでしょう？

【大聖分科会長】 統計的にあれですかね、何か全体をまとめて。

【戸澤理事】 そうですね、個別の情報としては、さっき説明がありましたように、例えば不正打刻が発見されたら、その当該事務所が写真を撮ったり、そして、いわゆる状況ですね、そういったものの報告を本部に上げてもらって、それを全国の事務所、全職員が見れるような形で展開するというようなことをやっています。あと、年間年間でどのくらいの数があるのかというようなことも、当然内部には周知するようにしています。今後、特にベテランの方というのはやっぱり、もうそれなりのノウハウを持っているんですね。どちらかというとやはり経験の少ない方、入ってからまだ2年、3年ぐらいの人というのは、そういう不正を発見するとかいうスキルというのはまだまだちょっと足りないんで、そういう方のためのいわゆる教材といいますか、そこら辺を少し補強しようというような計画はございます。その中で、どういう手口があるのかというようなところを事例としてうまく紹介できたらいいなというふうに思っていて、今その取り組みには入っているところです。

【大聖分科会長】 いや、ですけど、そういう人の勘に頼るといのはやっぱり限界があると思いますので、そういう打刻のちょっとした違いなんかというのは、最近のあれですと、やっぱり画像処理をうまく使うとか、いろんな方法でできそうな気がいたしますね。イタチごっこになってくると思うんですよね、にせ札と同じで。

【委員】 個々にそういう能力を磨くというのは非常に重要なんですけど、それ以外にやっぱりそういうノウハウが、何かもうちょっと人の負担をかけないでもすぐ発見できるような技術開発みたいなことを目指すと、そんな能力の高い人でなくても、ある機械を使うと発見できるとか、そういうことにつながると思うんですね。ですから、これから人も減らしたいと、どんどんされていくと思いますので、何かそういう人の技術はもちろ

高める努力はしながら、もう一つは、人の負担を減らすための何か支援のデータベースとか、あるいは認識するような画像の技術であるとか、何かそこら辺もちょっと応援になったほうがいいかなという気がしました。

【戸澤理事】 わかりました。

【大聖分科会長】 ほかにいかがでしょうか。それから、もう一つは、インターネットですとか、PCをいろいろ使って合理化しておられるわけですから、例えばインターネットを利用しているユーザーの立場から見たときに、どういうふうに使っているかとか、その利便性とか、あるいはアクセスの頻度とか、そんなものも統計的に蓄積されると、利便性という評価にもつながってくるんじゃないかなと思うんですけどね。サービスの向上といたしますかね。

【戸澤理事】 はい、サービス向上という観点で、今後検討させていただきます。

【大聖分科会長】 はい。それでは、大体ご意見が尽きたかなと思いますので、この辺にさせていただきますと思います。

それでは、委員の方々には、ただいまの平成22年度と中期目標期間のそれぞれの業務実績の評価をしていただきたいと思っております。もう既に記入を進めておられると思えますけれども、これまでの議論を踏まえて採点シートに記入していただいて、事務局のほうにご提出いただければと思います。両方ご記入いただきたいと思っております。その後の評価の時間は、検査法人には退室をお願いしたいと思います。また、評価の審査終了後に入室していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

【平井整備課長補佐】 それでは、委員の皆様方には、評価シートのご記入及びご提出をよろしくお願いいたします。検査法人の方には、申しわけございません、その間ご退室を。ちょっと場所が離れておりますので、多分15分以内に頑張ろうと思っておりますが、その間は、委員の方々におかれましては、しばしご休憩をいただきたいと思っております。

(検査法人退室)

(集計中)

【平井整備課長補佐】 済みません、大変時間がかかって恐縮です。集計の結果でございますけれども、時間の都合で、コメントは今別刷りにしております。コメント欄には、事前にいただいた〇〇先生のコメントだけございますので、今こちらにご在席の委員の方のコメントは今別刷りで、とりあえず評価の記号と、その点数化のものだけ今お配りをしております。上のほうから順番に眺めながら、独法の自己評価と違う、異なっている、相違

しているものを、今から、私のほうからご紹介いたしますので、大聖先生のほうで確認のご評定をいただきたいと思っております。

まず左の2年度評価のほうを上から下にずっと流していきたいと思っております。

【大聖分科会長】 はい、どうぞ。

【平井整備課長補佐】 はい。上から3つ目の審査方法の改善の(ア)のところ、自己評価Sでございますけれども、お一人様、Aというところになっております。それぞれ、そこだけ、どうでしょうか？1つずつ？

【大聖分科会長】 はい、ちょっとご意見いただけると。

【委員】 多分私が一番Aの数が多いんだと思うんですけども、ほかの独法の評価委員会との関係で、家田委員長は、Sはむしろ禁止的だという、Aで十分に業績が上がっているというので、それこそ目覚ましくて、もうめったにないぐらいがSだということを非常に強調されているので、最終的にSがあんまり多くなると、委員長が全体のところに行って説明するのが大変になるなというのが、ほかの評価委員会との関係で懸念されるので、私は意図的にAを多くつけたということです。だから、これ多分、何か議論して決着つけるという話じゃないから、一番評価の多いところにつけるとそういう話になるんだと思うんですけどもね。

【大聖分科会長】 そうならざるを得ないかなと思いますけれども。ただ、そういうご意見はちょっと私どもほかの委員としても受けとめたいなと思いますけれども、いかがでしょうか。

【平井整備課長補佐】 一番簡単な見方としましては、平均評定というところに小数点のコンマがついているところが、意見が分かれているところでございます、今回は6名中6名様方からそれぞれご評価をいただいておりますので、まあ、3.幾つになるか、83になっているものと67になっているもの、83の場合は、6名中お一人が、67になっているとお二人がという感じに分かれると思います。一番下の項目の3.5のものは半々になっているとこういう見方になろうかと思います。

【大聖分科会長】 コメントは私あまり書かなかった。

【委員】 私、何かメモぐらいのつもりでいっぱい書きちゃいました。

【平井整備課長補佐】 それでは、分科会長、どのようにいたしましょう？逆に言えば、3.67というお二人の方と、4名の方に分かれるところを中心に、先ほどの。

【大聖分科会長】 そうですね、よろしいでしょうか。3.83ですと4対1ということ

になりますので。

【平井整備課長補佐】 あ、5対1ですね。

【大聖分科会長】 5対1ですよね。ですから、その下ということになると、4対2ですか、その辺をちょっと注目して拾っていきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。そうすると、利用しやすい施設と業務運営のウですかね。

【平井整備課長補佐】 ええ、上のほうにまず、上から7つ目に職員能力の向上というところがございます。ここは中期についても同じく3.67で。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。

【委員】 これは僕がAにしているやつ、もう1人は〇〇先生ですか。

【委員】 はい。

【大聖分科会長】 いかがでしょうかね？

【委員】 これは、私どもとすると、ま、頑張ってくれているんだろうけれども、ここでSというのも、まあ、どうかなと、ある程度Aで頑張ってくれているんで、もうちょい、この辺が一番基本になるところなので、頑張してほしい部分で、Sはちょっと出していないですけれど。そうですね、たしかそうだね。

【大聖分科会長】 ええ、そうですね。この評価というのは、なかなか数字で表現できないんですよね。ただ、新しい技術が入ってきていて、それをうまく取り込んでやっているというところが、あとはリコール制度ですか、この辺の対応ということがあるんでしょうけれど、いかがでしょうかね？確かに年度の評価でいきますと、結構Sが1つだけで全体でSというのもありましてね。先行逃げ切りだったり、後の最後の追い込みレースで全体がSになっているのも確かに自己評価のほうではあるんですけどね。

【委員】 あ、そうか、そういうことか。

【大聖分科会長】 ちょっといかがでしょうかね？

【平井整備課長補佐】 法人の申告では、22年度は特に電気自動車や悪質クレマー等、新たな研修項目を追加したというところで、頑張っているぞと、こういう申告はございましたけれど、今、先生のご意見のとおり、それで普通でしょうという意見も当然あるわけでございまして。

【委員】 いや、普通じゃなくて、Aだというの。

【大聖分科会長】 Aは普通と。

【平井整備課長補佐】 それでもAでしょうということですね。

【大聖分科会長】 いかがでしょう？

【委員】 これ、仮に、何というか、いずれにしても、小数点がついているのを切り上げでSの評価だということになると、全体の評価Sになりますよね。

【大聖分科会長】 そうです。

【委員】 全体の評価Sになる独法って、多分ここだけになるんじゃないかと思うんですけれども。

【委員】 これ、難しいのは、確かに新しいことはやっていますけれども、その成果が書いていないんですね。それで、どれぐらいの努力をしたのかっていうのが、この文章だけだと見えない。

【大聖分科会長】 数字として出るものならいいんですけれどもね。確かに電気自動車とか、新しい物が入ってきたときに、それに組み込むのは当然だと言えば当然なので、それは、何というか、こちらの法人の努力というよりは、外から新しく与えられたテーマをこなしていますというような感じはあるんですよね。

【平井整備課長補佐】 同じ3.67のほかの項目もございますけれど、中身によっては当然Aで妥当ですよということところが全然あってしかりだと思しますので、はい。

【大聖分科会長】 この点はどうでしょうかね？22年度のほうを先にやっていきましょう。

【平井整備課長補佐】 はい。

【大聖分科会長】 それと、あとは。

【平井整備課長補佐】 あと、67が続きますのが、1ページ目のどちらかというところ下のほうにあります②の利用しやすい設備と業務運営の（ウ）受検者の要望の把握のところは3.67。それから、下から2つ目、盗難車両対策がやはり3.67。一番逆に簡単なのは、2ページ目の一番下の人事関係は、もう半々、3名様と3名様の3.5ですから、ここは逆に切り下げでAと。

【大聖分科会長】 そうですね。私もちょっと。それじゃ、私もAというふうにさせていただきますと思います。これ、迷ったんですけれどもね。は

【平井整備課長補佐】 2ページ目は、そういう意味では、済みません、今22年度をやりながらと申し上げながら、今2ページをお開きいただいておりますので、右のほうに目をやっていただいて、中期のほう、やはり2ページ目に3.5というのが、上から2行目と、今の人事のところの、一番最後のところがございます。上から2つ目は何かと申しま

すと、20年1月から審査手数料の収納体制を整備しましたというところで、法人としましては、全く新しいお金をもらうということ、制度を構築して、それをちゃんとトラブルなくやってきましたというようなお話があったと思いますけれど、それも考え方によっては、当然評価はこのように分かれるのかなと思っています。

【大聖分科会長】 これはちょっと私も、じゃあ、修正させていただきたいと思いますがけれども、全体のほうですね。よろしいでしょうか。

【平井整備課長補佐】 それでは、2ページ目の今の3.5という3カ所あらわれたところはすべて切り下げのほうのAということでよろしゅうございますか。

【大聖分科会長】 はい。

【平井整備課長補佐】 それでは、済みません、1ページに戻りまして、その3.67、83というところをご議論いただければと思います。

【大聖分科会長】 そうですね。3カ所ですか。

【委員】 22年度は3カ所。

【平井整備課長補佐】 そうですね。22年度で言えば3カ所ですね、はい。

【委員】 最初の職員能力は、私もAにしようか、Sにしようか、随分迷ったんですけども、まあ、Aでもいいかなとは思いますが。

【大聖分科会長】 そうですね。ちょっと、確かに新しいことをやっているということはあるんですけども、それじゃ、私もちょっとそういうふうに、〇〇先生のほうにちょっと修正させていただいて、Aということにさせていただきたいと思います。

【平井整備課長補佐】 はい。それでは、2.の⑤の職員能力の向上につきましては、3.67でございますが、Aということで、変更ということにいたします。はい。

続きまして、ちょうど下から3分の1ぐらい、②の利用しやすい施設と業務運営の中の要望の把握というところですね。ここは受検者アンケートで利用ニーズの把握に努めましたというところなんでございますけれども。

【大聖分科会長】 そうですね、まあ、当たり前と言えども当たり前なんです。

【平井整備課長補佐】 特にことはニーズというか、リスクマネジメント的な、何が危ないと思っているというところをアンケートで把握して対策をとったと、そういうアウトプットがあるようなご説明ではありましたが。

【大聖分科会長】 いかがでしょうか。これ、ご意見ありますか？

【委員】 これも、どれだけその本当の効果を上げているかというのが。

【大聖分科会長】 そうですね。ちょっと数字にはあらわれにくいですね。

【委員】 明示されていないので、非常に難しい判断ですね。まあ、当たり前と言えば、確かに当たり前です。

【大聖分科会長】 ちょっと細かいですね、それと。把握がね。

【委員】 じゃ、私、Aに格下げをいたします。

【大聖分科会長】 そうですか。それじゃ、Aということでやらせていただきます。

【平井整備課長補佐】 はい。それでは、かなり議論は活発でございましたけれど、下から2つ目、盗難車両への対策への貢献ということで、例の不正打刻発見の話でございませぬけれども。

【大聖分科会長】 これはいかがでしょうか。盗難車というよりも不正のあれですね、発見がこの程度あったということなんですけれどね。これも、第4コーナーで来たかなという面もあるんですけど。

【平井整備課長補佐】 そうですね。これも年度のあれからいくと、A3の紙では、ずっとA、A、Aで来ていたのが、確かに4コーナーで急遽がんばったかなあと、そういうお話だと思います。

【大聖分科会長】 これは、21年度と比べてやっぱり大きな差があると考えていいんですかね？ちょっと資料がありませんけれど。

【平井整備課長補佐】 年度の数值は、私、法人は持っていると思いますけれど、まあ、聞いたところによりますと、22年度は7台にちょっとふえたから、Sが逆に、職員のためにも欲しいなという感想はあったと聞いておりますけれども、果たしてそれが、いや、7にふえたということは、もともと、じゃ、5か6だったのかと、よくわかりませんが、まあ、4年間で32台ですから、年度でそう大きくは変わらないということですね。

【大聖分科会長】 まあ、それはそうなんですけれどね。改ざんのほうも問題だと思うんですよね。改ざんの摘発・発見というのがね。これも全体で826で、22年度は194ですからね。

【委員】 大体200ちょっとぐらいですね、平均すると。

【大聖分科会長】 これは、今後も頑張ってもらいたいということも含めてちょっと、Sということにさせていただけるとありがたいんですけど、いかがでしょうかね？

【平井整備課長補佐】 よろしゅうございますか。

【大聖分科会長】 はい。

【平井整備課長補佐】 はい。じゃ、そこは評定変わらずということで。

【大聖分科会長】 はい。

【平井整備課長補佐】 はい。それでは、右に移っていただきまして、やはり上のほうですが、先ほどSからAに落としました職員能力の向上と、そのもう一つ下の職員の意欲向上についてが3.67ということになっております。

【大聖分科会長】 これはいかがでしょうかね？〇〇さんはどうですか、意欲向上。

【委員】 能力向上に対しては、先ほど順当なことをやっているという評価にしてもいいのかなと思うんですけど、意欲向上は、きちんとやって当たり前という、意欲を向上させにくい職場で、意欲向上に対しても、結構取り組みをちゃんとしているなという印象だったんですね。なので、私、Sでいいと思ってしまったんですけど。

【平井整備課長補佐】 まず一つ上の職員の能力の向上のほうは、22年度も、先ほどの最終評定でSからAに落としました関係で、同じ3.67でも、中期の表も同じAに落とすということによろしいですね？

【大聖分科会長】 そうですね、よろしいです。

【平井整備課長補佐】 そこはまず、その理解で。

【大聖分科会長】 はい。そうですね、それから、ちょっと確かに、横目で見ますと、横目というか、4年を通じてのあれを見ると、ちょっとSというのは課題かなという気がいたしますね。職員の意欲向上という点で考えますと。これはちょっとAにしてはと思いますけれども、いかがでしょうか。

【平井整備課長補佐】 じゃ、ここもAということで。

【大聖分科会長】 はい。

【平井整備課長補佐】 あとは、やはり先ほどの。

【大聖分科会長】 盗難車のところは。

【平井整備課長補佐】 盗難車は、22年度では、今、分科会長のご意見で、そのままのSをつけると。

【大聖分科会長】 はい、こちらもSでやって、全体上で8百何件やっていますので。いかがでしょうか。そんなところで。確認を。

【平井整備課長補佐】 はい。それでは、再度確認をさせていただきます。まず左側の22年度自己申告結果と最終評定が相違したものだけ申し上げます。上から3分の1ぐらいの職員能力向上の⑤のところがSからAです。

次に、下のほうから3分の1、受検者の要望の把握というところ、ウが、やはりSからAです。

ページをめくっていただきまして、一番最後の人事に関する事項、これがSからAでございます。したがって、数としましては、その下のほうに項目数が書いてございます。最初は31項目あって、上からBが1、Aが14、Sが16、一番多く出てくる値はSでございましたが、今後はSが3つほど、1つランクダウンしましたので、逆にAが3つふえて17、Sが13ということで、トータル31は変わりませんが、一番多く出てくるのがAということで、22年度の総合評定もAという結果に相なります。

続きまして、中期目標でございます。同じように、SからAにランクが変わったもの、先ほどと同じように職員能力の向上の部分と、すぐその下、⑥の職員の意欲向上、これがそれぞれSからAに落ちております。

それから、2枚目の一番上から2番目、審査手数料の関係、ここもSからAになると。それから、22年度実績と同じように、一番最後の人事に関する評価、要するに4項目ほどSからAに変更がございます。これはトータル26項目ありまして、自己評価ではAが11、Sが15でしたが、4つ変わっておりますので、Aが15になり、逆にSが11、11対15がちょうど逆転をしたということになります。したがって、これも、最も多く出ているものはAということですので、年度評価の採点もAと、こういう結果に相なっております。事務局からは以上でございます。

【大聖分科会長】 はい。いかがでしょうか。

【平井整備課長補佐】 あと、この分科会として、残すべきコメントと申しますか、その辺が何かございましたら。

【大聖分科会長】 はい。いかがでしょうか。いろいろ書いていただいていますけれども。

【委員】 済みません、私、メモ程度にたくさん書いてしまっているのですが、ごめんなさい、こういう、文字で活用していただくと考えていなくて、気づいたいいこととか、ここは今後に継承してほしいとかっていうのも細かく書いてしまっているのです。

【平井整備課長補佐】 あ、いいんです。これは採点のときの、本来は参考にすべきコメントでもあるわけですので。

【委員】 あ、そうなんですね。あ、わかりました。

【平井整備課長補佐】 この中で、本当に分科会として、これはきちんと意見具申とし

でのコメントという、この中からまたご議論いただければいいなということでございます。

【委員】 じゃ、参考程度に見てください。

【大聖分科会長】 そうしましたら、これに関しては、ちょっと事務局のほうでまとめていただいて、皆さんに回して、それで。

【委員】 委員長一任でいいんじゃないの。言い出すと、きりがなくなっちゃうから。

【平井整備課長補佐】 逆に採点する上でのコメントを書いていたというふうに感じておりますけれど、本当にこの委員会としてこうだということころは、ちょっとまだ、どこまでのものがあるかというのは、そこは逆に委員長のほうで。

【大聖分科会長】 そうですね。はい、わかりました。

【平井整備課長補佐】 お決めいただければと思います。

【大聖分科会長】 はい。全体としては、よくやっておられると思うんですよね。

はい、それじゃあ。

【平井整備課長補佐】 それでは、検査法人のほうの入室を許して、最終評定ということでもよろしゅうございましょうか。

【大聖分科会長】 はい。ちょっと時間がオーバーしていますから。

【平井整備課長補佐】 あ、済みません、こちらこそ、事務局が集計に手間取った関係で、申しわけございません。

【大聖分科会長】 我々、評価を頼まれることが多いんですけど、評価する人間を評価する仕組みがないんですよ。

【委員】 また、評価の軸もないですしね、難しいですよ。（検査法人入室）

【大聖分科会長】 それでは、よろしいですか。議案の第2と第3ですけども、あわせて評価結果をお伝えしたいと思います。時間が限られておりますので、自己評価と異なった項目に関してご説明させていただきたいと思います。

私のほうからですか。

【平井整備課長補佐】 それでは、私のほうから。申しわけございません。

【大聖分科会長】 よろしいですか。

【平井整備課長補佐】 それでは、まず22年度評価から参ります。1の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置。

(1) 厳選かつ公立・中立な審査業務の実施の中の⑤職員能力の向上、この項目でございますが、検査法人さんの申告Sに対しまして、当分科会の評定はAということにしており

ます。少し飛びまして、(3)の受検者等の安全性、利便性の向上、②の利用しやすい施設と業務運営の中の(ウ)受検者の要望の把握、この項目につきましても、検査法人さんの事故評定Sを当分科会ではAとしております。続きまして、一番最後の項目になりますが、人事に関する事項につきまして、検査法人の自己評定Sについて、当分科会ではAとしております。その他のものはすべて自己評価と同じ採点になっております。したがって、全31項目中Bが1、Aが17、Sが13となりまして、最も数の多い22年度総合評定としてはAという結果になっております。

続きまして、第2期中期期間中の評価でございます。先ほどの22年度実績評価の結果とほぼ同じではございますが、(1)の厳正かつ公立・中立な審査業務の実施の⑤の職員能力の向上、これも、検査法人の自己評定Sに対し、当分科会ではA、それから、そのすぐ下、⑥の職員の意欲向上につきましても、同じくSからA。それから、これは22年度の評価では変更がございませんでしたけれども、大きな2番の業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置の(1)組織運営の中の審査手数料の収納体制の整備という項目がございますが、これについては、検査法人さんの自己評定結果はSに対して、当分科会ではAと。最後、4つ目になりますが、今申し上げました審査手数料の収納体制の整備のところですね、4つ目は、22年度のところと同じで、全く最後の人事に関する事項について、これもSからAということで、4項目ほど変更がございます。中期期間の評定につきましても、全26項目のうち、Aが15、Sが11ということで、数の多いAということになりますので、中期期間の総合評定についても、22年度と同じくAということになります。事務局の評定結果は以上でございます。

【大聖分科会長】 それでは、いかがでしょうか。何かご意見なり、ご質問があれば、伺いたします。全体として非常に検査独立行政法人としてよくやっただいているという評価でございます。その一方で、AとSに対する評価のあり方というものも、やはりいろいろと分科会長として、少しシビアに見なくてはいけないというような委員長からのちょっとご指示も踏まえまして、このようにさせていただきました。ご理解、よろしくお願いいたします。

【平井整備課長補佐】 評定の結果は以上でございますが、特段この評定に付すに当たってのコメント等は、議論がまだ十分尽くせない部分もございましたので、大聖委員長預かりと。こちら事務局等も含めて、ちょっとご相談をさせていただいて、取りまとめたいただきたいと思っておりますので、ご了承いただければと思っております。

それでは、よろしければ、かなりちょっと時間も超過してまいりました。一部初めてこちらの国交省のほうの会議室ということもございまして、事務局の不手際もございまして、集計時間に大変時間がかかって申しわけございませんでした。まずは、先ほどお伝えしましたような評定をいただいたことに感謝申し上げますとともに、お集まり皆様方に、どうもお疲れさまでございましたと申し上げたいと思います。きょうは、本当にどうもありがとうございました。本日の分科会の結果の取り扱いでございますが、運営規則にのっとりまして、年度評価について、後日大聖分科会長様より、国交省の評価委員の家田委員長のほうに正式にご報告をいただき、ご了承いただいた後、評価委員会として確定するという運びになっておりますので、ご紹介申し上げます。本日は本当に長時間かつ熱心なご審議をいただきまして、どうもありがとうございました。

【竹内理事長】 どうもありがとうございました。

【平井整備課長補佐】 ありがとうございました。

以上をもちまして、第13回の分科会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

— 了 —